第6回 小平市受益者負担の適正化検討委員会会議要録

日 時 平成22年3月15日(月) 午後2時~5時

場 所 市役所601会議室

出席者 委員長他委員5名

事務局:財務部長、財政課長、財政課長補佐 地域文化課長

- 1 開会
- 2 資料説明
- 3 検討結果報告書のまとめ
- 4 その他
- 5 閉会

資料

資料1 第5回小平市受益者負担の適正化検討委員会会議要録

資料2 小平市受益者負担の適正化検討委員会検討結果報告書(案)

資料3 免除・減額の例

○委員長 若干定刻前でありますけれども、人数がそろいましたので始めさせていただきたいと 思います。

本日はお忙しい中、委員の皆様に御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから第6回小平市受益者負担の適正化検討委員会を開催いたします。

なお、副委員長につきまして、本日の委員会を欠席するとの御連絡をいただいております。

また、本日配付資料の中、皆様お手元にありますけれども、施設マネジメントの再構築という 冊子があります。これは地方自治職員研修という専門書になっております。

○委員 私にとってもこの委員会はせっかくの機会ですので、これを仕事に生かさないではないなということで、あるいは自分自身のこの今回の議論の認識を深めていくために、自分のためにつくったような雑誌というところがあるんですけれども、冒頭のところに、ダウンサイジングの行政計画とありますけれども、これまでの潤沢な財政あるいは成長を予測したそれをベースとした計画から、これからは少しそのあたりを整理していかなくてはいけないということが前提としてあって、そこからあるいはもう既にいろいろな施設を各自治体とも持っていまして、そうしたところをこれからどうメンテナンスして、あるいは廃止ということも含めて議論していかなくちゃいけないということがどの自治体でも共通しての悩みとなっています。私どもの雑誌としてつこうした特に第5章の事例のところなどは、ファシリティマネジメントというのはそうした施設のこれからの管理の方針ということですけれども、そうしたことが取り組みとしてこのような

形でされていますよというような御紹介がありますので、この委員会で生かすには少しちょっと 時期がずれてしまったのですが、今後の御参考にもなればと思いまして御提供させていただいた ものでございます。

○委員長 どうもありがとうございます。

それでは、プレゼントということですので、ありがたくお受けをしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、予定ではきょうの委員会は最後の委員会ということになりますけれども、今回の委員会でまとまらなかった場合は3月30日を予定しておりますが、なるべく今回でまとめられたらよいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

- ○事務局 本日の2名の傍聴人がおりますけれども、傍聴の可否をお諮り申し上げます。
- ○委員長 事務局より傍聴人についての報告がありました。傍聴を許可してよろしいでしょうか。 (「結構です」の声あり)
- ○委員長 特に異論ございませんので許可をすることにいたします。

(傍聴人着席)

- ○委員長 それでは、次第の2、資料説明について、事務局からお願いをいたします。
- ○事務局 それでは、次第の2の資料の御説明をいたします。

まず、資料1でございますが、こちらは前回の委員会の会議録でございます。前もって各委員にはお送りいたしましたが、修正が完全でなかったものですから、今回直したものをお配りするものでございます。またそれ以降、訂正等がありましたら、まだ公表しておりませんので、本日お申し出いただければ直すことはできますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次に資料2の小平市受益者負担の適正化検討委員会検討結果報告書(案)の修正という資料でございます。この報告書は、前回の検討委員会で検討いただきました内容を修正したものでございます。それでは、修正した箇所について御説明いたします。

まず1ページ目でございますが、これ以降、網かけした部分が修正しているところでございますので、よろしくお願いします。まず1ページの第1章、はじめにでございますが、前回の報告書(案)の中では、最初の市ではという書き出し以降につきまして、市の庁内検討委員会の説明との錯覚があるのではないかというご意見がございましたので、前回の報告書の1行目から3行目の記載にありました庁内委員会についての説明を削除いたしました。その結果、今回の報告書の2行目に、平成21年7月に策定されたという庁内検討委員会の表記に変更いたしました。また、3行目でございますが、他市の状況やという表記を加えたことと、4行目に審議機関を諮問機関に訂正いたしました。

次に、2ページ目でございますが、第2章、見直しの背景のものでございます。財政面についての記載を中段以降に追加してございます。まず、市の収入確保や歳出削減に努めている旨を記載しまして、市の財政状況について数字を挙げて説明を加えました。説明を加えた内容につきましては、市の借金である市債、また地域センターの維持管理費、それから利用者の負担率につい

ての記載を加えてございます。

次に、3ページでございますが、3章、受益者負担適正化の基本的な考え方(前提要件)ですが、前回の報告書(案)では、章立てでは5章といたしました。今回の案では、4章の検討経過の章の前にいたしました。この基本的な考え方に基づいて委員会で検討したということを示すために前にしたものでございます。

次に、4ページでございますが、この3章の基本的な考え方に対して追加した項目がございます。これが(4)の施設の設置目的に照らした減免措置という項目でございます。これは後で出てきます6章の検討結果のまとめで、利用団体の免除について、公共性の高い団体の中にそれぞれの設置目的にあった団体を入れているために、この考え方をこの章で示す必要があるということでここに表記しているものでございます。

次の5ページでございますが、第4章、検討経過でございます。5行目に多摩の各市の状況という言葉、また6行目に施設利用者の意見等を聴取する機会を得てという表記を加えました。

次の6ページでございますが、第5章でございます。章の題を受益者負担の現状と課題に変更いたしました。また、この6ページの下段でございますが、(2)施設利用実態及び7ページの(3)使用料・手数料の改定、(4)縦割り行政の弊害についての項目を追加記載してございます。これにつきましては、6章の検討結果のまとめの章のそれぞれの検討結果の項目をつなげるために新たにあらわしたものでございます。

次に、8ページをお開きください。6章、検討結果のまとめでございます。変更の箇所は最下段でございますが、公共性の高い団体として公民館、そして一定の割合で学習等の社会教育事業を行うことを目的として活動する団体という項目を追加いたしました。次の9ページ上段に、この団体についての説明を加えてございます。なお、公共性の高い団体につきましては、地域社会に何らかの形で利益を還元している団体ということで定義してございます。

それから、9ページの中段でございますが、趣味・娯楽を目的とする団体についての説明を加えてございます。基本的には**50**%の免除としておりますが、今回新たな基準として、公共性の高い団体においても趣味・娯楽を目的とする団体との区別ができない場合は50%にするというものでございます。この基準を今回追加した理由でございますが、これまでの委員会では、免除団体などの基準をまとめることはできませんでしたが、おおむね委員の御意見といたしまして、使用料を免除してもよい団体としては、自治会やPTA団体、子ども会、その施設の設置目的にあった団体ということで御意見をいただいているところでございます。また、趣味・娯楽を目的とする団体につきましては、地域への貢献もある程度考えられるために、50%程度の免除が妥当ではないかというご意見をいただいております。

しかしながら、地域センターにおきましては、地域活動を目的とする団体などと、趣味・娯楽を目的とする団体とに分けることは現在できておりますが、公民館においては、社会教育関係団体と趣味・娯楽を目的とする団体との分けができていない状況でございます。このため、趣味・娯楽を目的とする団体を50%免除とする基準をすべての施設に当てはめるために、区別がつかない場合においては、50%にしたらどうかということを今回新たな基準としてここで提案して

いるものでございます。この基準を加えたことによって、先ほども御説明いたしましたが、公民館のうち100%免除団体として一定の割合で学習等を行っている社会教育関係団体を追加するということでございます。また、これらに必要な措置として、施設におきまして利用団体の登録等を行って、その団体の設置目的・活動内容を把握することが必要とされております。

次の10ページにつきましては、表におきまして、これらの基準について新たに加えたもので ございます。

また、次の11ページにつきましては、これも前回の委員会での御意見でございますが、見直しによる増額、B欄の説明が分かりにくいということで、この計算方法を下段に表示したものでございます。なお、この算定結果でございますが、今回の案では、公民館の社会教育関係団体を100%免除としておりますが、前回の報告書の基準では50%減額をしておりますが、この報告書におきましては、金額は同じ数字となっております。これは公民館の社会教育団体のうち、趣味・娯楽を目的とする団体のデータがないものですから、同様の数字を使っているものでございまして、この金額は最大の使用料金額とご理解いただければと思います。今後数字等を精査いたしまして、この数字が変わる可能性ございます。

この報告書につきましては以上でございます。

次に、資料3でございますが、先ほどの報告書の10ページの表を参考に4つのパターンを示したものでございます。免除の各4つの例をあらわしましてパターン化したものでございます。

まず、1枚目の例1でございますが、前回の検討結果報告書と同じ基準でございます。

次の例2でございますが、こちらは100%免除を各施設におきまして、障がい者及び官公署 のみとしております。これは一番厳しい基準となっております。

次の例3におきましては、100%免除は、地域センター等と公民館は同じとなり、公民館の100%免除に地域活動・福祉活動を行う団体を入れたものでございます。つまりすべて同じ基準で使っているものでございます。

最後の例4でございますが、先ほどの例3の基準に公民館の100%免除として社会教育団体 を加えた基準でございます。こちらにつきましては、今回の報告書と同じ基準でございます。 説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

若干訂正をさせていただきたいんですけれども、まず資料の2のところの8ページです。一番下の段です。これは資料の3とも連動してきますが、一定の割合で学習等のとありますね、下から2行目です。この部分とその次のページの上から3行目まで、この部分について若干変更をしたいというふうに思っています。内容的にどういうことかと言いますと、資料の3のところを見ていただいたほうが早いかもしれません。いろんな事例が載っているものです。資料の3です、よろしいですか。この1ページ目です。ここのところで一番下の段、公民館のところの真ん中の行、50%免除団体のところの一番下です。ここは一定の割合でというのが書いてあります。これは当初提案申し上げたのは、一定の割合で社会教育等の活動事業を行っていることを目的としている団体で、かつ趣味・娯楽も目的とする団体ということでミックスされた形だったんです。

これと同じく次のページもその次のページも同じなんですが、そういう意味で一定の割合というのが出てくるんです。一番最後のページの例題の4番のところ、このところは50%免除ではなくて100%の免除のところに社会教育団体が入ってきていますので、この場合はあえて一定の割合という文言は必要なくなってくるんです。したがって、一番最後のページのところでは、一定の割合で学習等のというのを取っていただきたいと思います。単純に社会教育事業を行うことを目的としている団体ということになります。

この部分を採用した形で答申書原案がつくられていますので、先ほどの8ページから9ページにかけてのところが変わってきます。8ページのところで一定の割合で学習等のというのをカットしていただきます。この一定等の一定の割合の説明が次の9ページにされていますが、これがなくなりますので、必然的にこの説明は要らなくなります。したがって上から3行目までが要らないということになります、9ページです。今の例の4のところを見ますと、社会活動とか福祉活動を行う団体が含まれています。しかし、この10ページのところにはそれが入っていません。したがってここにも入れないといけないのかなというふうに思いますが、これについては議論の過程の中で、また皆さん方に御意見伺えばよろしいかと思います。報告書(案)は例の4を引用してあると考えてください。そうしますとここに地域活動・福祉活動を行う団体というのも加えていただく、100%免除のところです、というふうに考えていただければよろしいかと思います。

今、事務局の説明を訂正をしましたけれども、今訂正した形の中で御議論していただければと 思います。何か御質問とか御意見ございましたらお願いをします。

その前に、はい。

- ○事務局 いま一つ訂正をお願いいたします。4ページでございますが、4ページの(4)の上から3行目でございますが、中ほどに当該目的に合致した利用をという表現がありますが、これは団体の利用という言葉で訂正をお願いします。
- ○委員長 ありがとうございました。

事務局の説明一応終わりましたので、説明に対して御質問ございますか。はい、どうぞ。

- ○委員 今、委員長が訂正をと言った資料2の10ページのところですけれども、公民館のところに、こっちの資料の例の4、2の例の4とあわせて、地域活動・福祉活動を行う団体を入れるとかいうのはこれから決めていけばいいですねというのか、書いたほうがいいのか。
- ○委員長 書いてください。
- ○委員はい、わかりました。
- ○委員長 入れていただいた段階で御議論願いたいということです。

御質問ございますか。

はい、どうぞ。

○委員 よろしいでしょうか。私は言葉の感じが使い方ちょっと違うんじゃないかなと、私だけ かもしれませんけれども、2ページの真ん中のほうに、財政面を見ますと、小平市の財政状況は、

世界同時不況によるというその次のところに、これはマイナス要因を書いているわけですけれども、市税を中心とした収入が減少している反面、この反面というのはちょっと違うんじゃないかなと思っているんですが、少子・高齢化に伴う施設の事業費や公共施設の維持管理経費などが増加しておりますということです。減少している上にというような言葉が適切じゃないかなというふうに私は思うんですが、どんなものでしょうか、違う。

- ○事務局 ご指摘のとおり訂正いたします。
- ○委員長 そうですね。真ん中のところですね。 よろしいですか、皆さん、そういうことで。
- ○委員はい。上でとかそういう、上でとかという言葉になるんですね。
- ○委員長 ええ、言葉を変えるということです、はい。

今御議論願うんですけれども、前回一応この部分についてはざっと見直しをかけてきました。 それに基づいて訂正をしてきたわけですけれども、その部分はできればちょっと後回しにしていただいて、先のこの間なかなか結論に至らなかったこの割りつけの表ですか、資料の3のところ、ここを中心に御議論をしていただくと話が早いんじゃないかと思うんですがいかがですか。どうでしょう。進め方なんですけれども。

- ○委員 それでよろしいかと思います。
- ○委員長 よろしいですか。

それでは、今の御質問、委員のはそのまま生かしていただいて、それでは資料3のところから 少し御検討願いたいと思いますけれども。

事務局のほうに、これまとめ終わってからこちらに入るということになっても構いませんよね。 ○事務局 ええ、そのほうが結構でございます。

○委員長 ちょっと何か前回も中途半端になってしまったものですから、先にここをやらないと 時間切れになる可能性があると思いまして。

○委員 よろしいでしょうか。ちょっと今、最初に御訂正がありましたので、どのように考えていいのかということをまた自分の中で整理をしないとというところがあるんですけれども、と申しますのは、一定の割合と言っているのが何のことかちょっとわからなかったということがあったのと、あと社会学習等のということはいいんですが、社会教育事業を行うことを目的として活動している団体というのが明確にイメージができなくて、例えば社会教育という中には、法によってレクリエーションも社会教育に入ってまいりますので、そうするとこの趣味・娯楽を目的とするというところと何が違うのかなというのが、いま一つはっきりとしないところがあって、ここをどう考えたものかなということを私考えていたんですけれども、先ほどこの資料2の報告書(案)の文面では出てこなかったんですが、事務局の方の御説明の中で、このちょうど8ページの一番下の、8ページあるいは9ページの上の3行の部分での御説明だったでしょうか。何か公益とか公共的な云々というお話が出てきて、それがこの社会教育、100%免除するかどうかはまた別の問題といたしまして、趣味・娯楽を目的とする団体と特別に峻別する中では、そうしたところが一つの基準になるところと思いますので、そのことは書き込んでおかないといけないこ

とですし、それを、じゃ、どういう形で書き込んでいくのか、あるいはこれが、いや、それは別にそういう形で分けなくていいということであればそこは必要でない議論ではあるかとは思いますけれども、50%あるいは100%にするかどうか、そこの部分も含めてどのような形での免除であるべきかということの議論になってくるかと思います。

- ○委員長 社会教育事業の定義のようなお話が、地域社会に利益を還元していく団体とか。
- ○委員 地域社会という意味なんですか。
- ○委員長そうでしたね、たしかね。
- ○事務局 はい。
- ○委員長 地域社会に利益を還元している団体を社会教育事業団体ということでしたね。
- ○委員 わかりました。
- ○委員長 定義はどこにもたしか入ってきてないかもしれませんね。
- ○委員 そうですね。ええ、ここの中でなかったので。
- ○委員長と思いますね、たしかね、ないかもしれないですね。
- ○委員 つまりそうした自分たち、言ってみれば私的な利益、私的なその趣味・娯楽ということ じゃなくて、地域社会に利益を還元しているというその公共性の部分があれば、免除するその基 準としてちょっと別にしていこうということなんですね。
- ○委員長 そうですね。
- ○事務局 では今の御意見を、本文に入れるということでよろしいですか。
- ○委員長 そうですね。定義があったほうがわかりやすいということは間違いないので、このと ころに入れておけばいいかと思いますけれども。
- ○事務局 8ページの公共性の高い団体という説明のあたりですか。
- ○委員長 その次あたりでよろしいですか。
- ○事務局はい、わかりました。
- ○委員長 よろしいですか、そういう定義の入れ方で。
- ○委員 はい。
- ○委員長 公共性の高い団体とはというところ次あたりに入れる。社会教育事業を行うことを目的としていたんではないかという。
- ○委員 そうですね。どこかに入っていればそれでいいのかなと思いますけれども。
- ○委員長 よろしいですか。入れてよろしいですね。
- ○委員 ひとまずは、どうぞ。
- ○委員長 お願いします。
- ○委員 前回のこの検討結果報告書(案)という前回資料2として出したものの中では、大体6ページぐらいまでしか議論しなかったですね、公民館はだれとか、どの団体が免除なのか、地域センターはどうなのかとか、自治会はいいとか、官公庁はどうとか、そういう話をしていて、7ページのところにたまたま反対意見が、これ私が言ったような反対意見だったと思うんですけれどもそれが載せてあって、ここに載せるのはどうかとかという意見があったりとかして、それで

行ったり来たりとかしている中で、余りこの免除率についての話というのは1回も出てこなかったかなと思うんです。それで、私もまだ話がそこ6ページでとまっていましたものですから、たまたま7ページに減免率を50%ということで、これ以前別の委員のほうから御指摘あった部分がそのまま載っているという形で、これが妥当なのかどうかとかというそういう議論は余りなかったような気がするんですけれども、それはきょうまたこの場でやっていくということで、いう理解でいいんですかね。

○委員長 そうです。ええ、前回まではいろんなパターンがあるでしょうということでパターンを出していただいた、この4例ですね。この中で、この4つの例の中でどれがいいだろうかという中で、一応一番最後の例をこちらで引用してあります。ただ、それを含めてこれ御議論していただければよろしいと思います。

○委員 そうですか。それで私は基本的には減免の団体については現状できるだけ、今現状のとおりがいいなと思っているので、余りその減免率について何%がいいとか悪いとかそういう議論にも余り参加はしていなかったし、それでいいとも悪いともというのを今までの委員会の中で申し上げていなかったんですけれども、以前の市の資料もありましたし、それから随分前にやった、平成18年にやった市民研修公共施設についての概要報告書の中でも、この4分割の表で説明をされていたかと思います。これは小平市だけじゃなくて、ほかの自治体とかでもたまによくお見かけするもので、その中で大体50%か100%かゼロかというような割合になっていたと思うんですけれども、私は仮にそうやって支払う団体があったとしても、いきなり50%というのは非常にどうかなという意見を持っております。ですから、その数についても、いや50%がすごく妥当だという意見の方もいらっしゃるわけなんですけれども、私はそういうのはちょっとどうかなという気がいたします。

本当に経済情勢も市民一人一人も税収の減少という話がありましたけれども、本当に一生懸命働いて税金を皆さん払っていますけれども、それでもなかなか思うような収入が得られなくて苦労している方たちもたくさんいるんです。そういう中でもさまざまな公共施設を利用しながら学習をしたり、地域の問題解決をしたりという団体がたくさんあって、行政が直接できない部分も市民同士の援助あるいは共助とかというそういう中で、いろいろ学習を深めて問題を解決しているという背景もあるので、それを特にまた今年度はとても経済情勢も厳しい、ここに来て、さあ、あなたのところは50%、もしかしたら払える団体もあるという話も以前委員のほうからたくさんありましたけれども、本当にそれで市民が納得できるのかな、私は利用する立場からとしてはとても疑問が残るその50%だというのがありますので、もう少し低い数字を希望します。

- ○委員長 パーセントとして低い数字をという、いや、逆。
- ○委員 もし、どうしてもこの免除というのであれば、済みません、50%免除だから、そう高い数字ですね、ごめんなさい。支払う金額についてはもうちょっと考えたいということなので、高い免除率をお願いしたいと思います。
- ○委員長という御意見もございますけれども、ほかの方はいかがですか。
- ○委員 よろしいでしょうか。数字のいかんということも、その前の段階として、いきなり5

0%というのはというそのいきなりというのが、どのことをおっしゃっているかわからないんですが、例えば4%-ジのところで、これがこの場所に入れてそこだけでいいのかどうなのか余りよくわからないんですけれども、4%-ジの(4)の最後のところで、激変緩和措置を講じるなどの方策もあわせて検討していきますというようなことがあって、恐らくこの私たちの委員会の中では、どういうことをしていくべきかということを御報告することまでが私たちの仕事で、例えばいきなり50%というのはとして、それをこの報告書を受けて市の側でどのような形をとられるかということは、ちょっとまた別のことになってくるかと思いますので、小平市としてどうあるべきかということを示していくことが最初にあるのかなと思います。

もし、そうは言え、実際に利用されている方々がいらっしゃるので、その上でこうした激変緩和措置であるとか、そうした理解を深めていくために、例えばこういう期間が必要であるというようなことをこれにつけ加えるべきであれば、あるいはここの場所じゃなくて違うようなところにそのような内容を含めて書き込みまして、ただ報告書としてはどこを目指すべきかというところに集中して議論を深めてそうした報告書とすべきかなというふうに思います。

- ○委員長 はい、どうぞ。
- ○委員 どこかにそういう意見というか、この表がこう出ちゃうとここで決まったのねということに、その率についてどうとかという話は余りしていなかったと思うので、例とかそういうことですかね。
- ○委員長 例えばの話で、今ここに50%と100%が出ていますよね、この中に。直ちにこれを執行するのかという考え方も一つありますね。あるいは1年、2年、3年かけて段階的にやっていくというやり方もありますよね。最初は80とか70とか段階的に減らして、最終的には50%にするというやり方もあるし、その辺のところを段階的にという、あるいはこれを今度は50%免除だけれどもゼロにしようということだってあり得るかもしれません。それも含めて段階的という表現にこちらはなっていますね。それをこの表の中に書き加えるとすれば欄外のところに書くこともできますし、ただどういう表現にしていくか、中身をまたどういう表現にしていくかということをここで議論しないといけないので、その辺もちょっと含めて御議論してください。はい、どうぞ。
- ○委員 今、免除率じゃなくて、要は免除団体についての意見もよろしいですか、今。
- ○委員長はい、いいですよ。
- ○委員いいですか、パーセンテージのことはまた後で。

この間からちょっと気になっていたんですが、以前の使用料の区分けの場合は、採算的サービスか非採算か、または選択的サービスか基本的サービスかという仕分けで150、ゼロということだったんですが、今回のこの仕分けの一つのメルクマールを見ると、公共性の高い団体と、こういう言葉を使われて非常に苦心されたと思っているんですが、ただ、公共という言葉は、社会全体に関すること、あるいは共に共有するということ、公益にも連動する言葉だと思うんですが、いわゆる以前私ある第3回目ぐらいですか、NPOのお話をしたと思うんですが、具体的にここの言葉を見ると自治会だとかPTAだとか子ども会、そういったことが10ページの右の一番上

ですね、公共性の高い団体として自治会、PTA、子ども会、それから地域活動・福祉活動を行う団体と、こういう規定がされているんですが、実際にNPO自身は、いわゆる公共的な活動は2つあると思うんですが、一つは国家とかあるいは地方自治体が行う活動、それから2番目は、いわゆる公務じゃないんですが、個々の市民が地域ネットワークを母体としてボランティア活動をするとか、あるいは寄附金などを原資として行う活動だと。その中にやはり慈善事業だとか、あるいは今大変盛んになったNPOだとか、NGOだとか、もっと具体的に言うと消防団、そして自治会といった問題があると思うんですね。ですから、私の素朴な質問は、自治会という言葉を入れているのに何でNPOをここに入れないのかなと。広く解釈すると地域活動・福祉活動の中にNPOは入っているじゃないかとおっしゃるかもわからないんですが、いろんな文献を見たり本を読みましても、こういった感じの場合オフィシャルとアンオフィシャルという言葉は余りよくないかもわかりませんが、民間アンオフィシャルということはいわゆる民間レベルでの公的な活動の中には、自治会の前にNPOという言葉は必ず入っているわけです。

それから、何で私がこだわるかというと、小平の場合、自治会の結成率がたしか四十二、三パーセントだということを私ある時期記憶しているんですが、5割を割っていると、したがって自治会の活動を裏で支えているのは、私の認識ではNPO、いろいろな活動をしているのがNPOだと思うんです。そういう面ではNPOの文字を入れてもらいたいなというのが私の素朴な意見なんですけれども、そのことをちょっとつけ加えたいと思います。

○委員長 というような御意見でございますけれども、これに関してどなたか御意見お持ちですか。

○委員 よろしいでしょうか。御趣旨はそのとおりだろうと私も思っています。それで、最初にいただいた資料のときに、一番最初に申し上げましたけれども、一定の割合で学習等の云々かんぬんという表現だったので、それと趣味と娯楽を別にされているということが、どうしてもそれでは整理がつかないと思っていましたので、どういうふうにすれば私的な趣味娯楽とそうでないものと分けることができるのかなと考えたときに、特定非営利活動促進法を少し準用して入れ込んでいくと、それが解決するのかなということを思っていまして、いわゆるNPO法の第1条にはこのようなことが書かれてありまして、今まさにおっしゃったようなことなのかなと思ったのでちょっと申し上げますと、全文じゃなくて一部抜き出しますと、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とすると、この法の目的がそこにあって。

○委員 そうですね、おっしゃるとおりですね。

○委員 第2条で、その特定非営利活動というのはどういうものですかというところで、その中に実は社会教育の推進を図る活動というのが入っているんですけれども、そうした活動などであって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものを特定非営利活動と定義されているんです。そうすると、ただこれだけだと、いわゆる自治会などはそうした不特定かつ多数のものの利益ということにはならないので、だからそこを調整して何か入れ込んでいくことが必要かなというふうに考えていたところだったんですが。

- ○委員 地域社会に利益を還元しているね。
- ○委員 地域社会に利益を還元しているとありましたので、そこの部分はある程度この言葉でクリアできるのかなというふうにも考えていたところです。NPOについては、おっしゃるようにまさに自由な社会貢献活動であるわけですので、入れ込んでいくことには全く問題ないと。一方で何か例えばそのNPOで、例えばこれが、一つNPOというのが100%なのか50%なのかわかりませんけれども、一つのそうしたNPOであるということが基準になってくるとすると、ただそのNPOの認証を取得していることが免除ということにそのままつながっていくのか。あるいはNPOの認証を得ていないけれども、という活動、市民活動はやっぱりあるわけで、そうしたところを、どういう扱いにするのかということはやはり入ってくるところと思いますので、そのあたりをどういうふうに拾い上げていくのか、調整していくのかということをちょっと詰めておくべきかなというふうに思います。
- ○委員長 そのNPOの場合は、法人格の取得とかあるいはそういうものをお考えでしたか。 ○委員 そうですね。ここに漠然と地域活動・福祉活動を行う団体というふうに書いているんですが、実際にNPOはまちづくりの推進、それから環境の安全だとか、あるいは社会教育だとか、大体10項目ぐらい大きなテーマがあるわけです。それでそれはさっき委員がおっしゃったような趣旨で認定されていますから、だから認定されているからそれをお墨つきでオーケーなわけじゃなくて、当然認定されていないグループもたくさんありますから、それは当然その審査でここの規定に基づいて審査で50なのか、100なのかそれのふるい分けをすればいいと思いますので。

私が申し上げたかったことは、小平市が、最近いわゆる地域社会でいろんな活動をしている中で、協働という、協同の協に、働はにんべんに、働くという字ですね。協働プロジェクトに対して何金というんですが、資金を援助するプロジェクトを小平市が今やっているのは、NPOを含めてNPOだけじゃないグループを含めて七、八件たしか去年は出ておりましたが、そのうちの何件かを資金援助して、公募して、その中から審査をして、それで現在たしか環境のある会とそれからもう一つはコミュニティービジネスのグループのNPOに対して、かなりの金額を資金を出しているんです。ですからそういう新しい動きがありますので、公共、公共という、公共性の高い団体という言葉にしてしまうと、何となしにお上と大変市役所の方がいらっしゃる中で失礼なんですが、昔の言う公か公じゃないかと、滅私奉公という言葉がありますが、今はそういう時代じゃありませんので、その公共という言葉は国家とか自治体が独占するイメージじゃなくて、むしろ公と民が今協働していると、ともに相協力しながらものを生み込んで、新しいものを生まれていくんだという時代ですので、ですからその面でせっかくいいメルクマールの公共性の高い団体という言葉を使われるとしたらNPOは入れておかないと、あるいはNPO、あるいはまたそれに準ずるグループを入れておかないとちょっと問題かなという私の単純な考えを申し上げた次第です。

- ○委員長 公共の定義の中で新しい定義をというね、今。
- ○委員 はい、そうですね。公共哲学なんかに。

○委員長 それでは、この中にNPOを入れることについて異議のある方はいらっしゃいませんか。大丈夫ですか。よろしいですか。

(「よろしいです」の声あり)

- ○委員 ありがとうございます。
- ○委員長はいい。この中にNPOを加えていきましょう。
- ○委員 この例 1 から 4 までこうした形での分け方がありますよということを提示していただいているわけですけれども、NPOを入れましょうということにはなったんですが、例えば例の 4 の区分けであれば、そこにNPOが入ってくるということに特段異議があるわけではないんですけれども、やはり趣味・娯楽を目的とするというところが 50%で、それ以外で、それ以外というのはちょっとおかしいですね。公共性が高いところが 100%というのがどうかなと思うところがあって、100%免除するということでいいのかどうなのかということです。

例えば、体育施設の利用者の方々というのは、利用料をそれなりにお支払いになっているわけです。そのことと、こちら側で一方では例えば地域センターですとか、公民館ですとか、そうしたところでは非常に高い免除率できていると。そのあたりの何で体育施設、体育施設は今回この中には入ってないわけですけれども、ちょっとそこの理由が議論の中でどういう理由かというのが飛んでしまってまして、つまりそこと体育施設の利用者との何か均衡を失するような、そういうことになりはしないのかなということが、いま一つ議論の過程でどういう過程だったかということを忘れてしまったので、そのあたりをもう一度確認できたらと思うんですけれども。

- ○事務局 体育施設につきましては、主に個人利用が多いということが、免除率の低い要因でございます。
- ○委員長 6ページのところに若干それに触れられたところがあります。要するに現状のところです。大体乖離があるということで、ほかの館と、施設と。この辺の差を埋めていきましょうという、今回こういう提案をするとそれは埋まっていきますよという概念になっている。
- ○委員なるほどですね。失礼しました。
- ○委員長 今の関連でも、ほかの関連でも結構です、どうですか。 はい、どうぞ。
- ○委員 免除率の話は後で結構です。どういう団体が例えば100%免除するかということで、この資料3の例の4のところで100%免除団体、それぞれの施設においてありますよね。公民館のところで一定の割合で学習等の社会教育事業を行うことを目的として活動している団体ということと、あとここの表では、趣味・娯楽を目的とする団体というところになって50%免除団体というところに書いてありますけれども。
- ○委員長 その前に、その一定のという言葉は先ほどカットしていただきました。
- ○委員 はい。一定のというところはカットしましたよね。ですからここは社会教育事業を行う ことを目的として活動している団体という表記になりますよね。
- ○委員長 はい、そうです。
- ○委員 その隣に趣味・娯楽を目的とする団体とこれで福祉会館でも地域センター、集会施設、

小平元気村おがわ東も皆さん免除団体というふうに、これは例としてありますし、資料のこの本 編のほうですよね、資料2のほうでも10ページがそういう表になっているわけなんですけれど も、趣味・娯楽を目的とするというふうに一つしたときに、私たちが想像する団体というのはそ れぞれ異なるのかなと思うんです。そういう団体でも、私が何回かこの場所で申し上げましたけ れども、資料2の9にちょっと関連しますけれども、さまざま文化活動を通じて地域活動に貢献 している公共性を有する面があるため50%減額というふうな話になっていますけれども、本当 にそういうふうに地域活動に貢献している団体はたくさんありますし、特に公民館については先 ほど体育施設の質問がありましたけれども、同じ運動でも運動したくて集まっているというより は、仲間づくりがメーンだったり、そういった健康づくりの続きに運動があったりとかというこ とで、これはほかの施設とその施設の利用の仕方が違うんじゃないかなというふうに私は認識し ているんです。そうなると、趣味・娯楽を目的とする団体、公民館で使っているけれども、それ は自分たちの趣味とか娯楽を充実するためだけなんだから、少し負担したほうがいいんじゃない かという論理はどうかなと思うんです。もちろんそういう団体もあるかもしれないので、本当に 自分たちのことだけやっているというところがあれば、それはある程度負担するというのも必要 かなということで、前回のこの委員会ではそういうところをきちっと区分けするように、例えば 地域のお祭り、公民館祭りに参加しているとか、学校の放課後子ども教室とかに一緒に団体とし て参加してやったりとか、公民館の運営にかかわったりとか、そういうふうにしている団体とか はそれぞれ地域の活動につながることをしているわけですよね。そういったものの全部、いや、 自分たちの娯楽なんだからそれはもう地域に貢献しているというよりは、多少は公共性を有する ものが見られるから少しは払いなさいというところが、この表では落ちついているわけなんです けれども、私はちょっとそこについては疑問を持っています。

○委員長 どういうふうにしたらいいですか。

○委員 はい。社会教育事業、事業という言葉になるとあれなんですけれども、そういうことを目的としている場合には免除してもらうとか、あるいは公民館は講座の後に、活動団体として継続的な活動を進めるためにサークル化を公民館の事業の一つとしてやっていますよね。そういうふうな末にできた団体とかというのは、ただの趣味・娯楽というふうにくくりにくいと思いますので、前回はその表記が資料2のところにそういう表記を反対意見としてここに載せてもらったんです。公民館の講座から生まれた団体やサークル活動というのは、地域の活動に参加し公民館の運営にもかかわっており、公共性が高いため公民館、地域センターでの利用料をこれまでと同様に免除すべきであるというこういう意見をここに入れてもらったんです。ところがここにこれだけあるとおかしいという意見がこの委員会でもあって、これは後ろのほうの各委員のところにくっつけましょうというふうになりましたけれども、でもそうしちゃうとこの表は、私この表を賛成できない場合は、この表こういう表になったときがちょっと困るので、やっぱりそこのところは、もし皆さんが全員がこれでいい、私だけがこれはだめ、嫌なんですということであれば、これをどこかに入れていただいてほしいと思います。

○委員長 入れ方の問題になりますね、そうすると。

- ○委員 はい。
- ○委員長 ほかの方の御意見もそうですけれども、たまたまお一人の方だけが違う意見であるとすれば、それは個別意見のほうでまとめていきましょうねというのが前回までのお話でしたね。したがってその前のほうではなく、後ろのほうに出しましょうということになりました。別途、別に特記事項というような形で、仮にですよ、委員の御意見がお一人だけだったとした場合に、どこにそれを入れるかということのお話になりますね。それは前回であれば後のほうにまとめておきましょう、個別意見の項目がありましたね、そこの入れておきましょうねということになりましたけれども、今の御意見ですと、そういうふうになっちゃうと埋没しちゃうというか、意見として出てこなくなってしまうような可能性があるというようなそんなお感じなんですか。
- ○委員 そういう気はしています。だから、皆さんの意見で、いや、これでみんないいんだということであって、別に個別意見にまとめればそれでいいんじゃないかということでまたそれがあれば、もうそれは仕方ないですけれども。
- ○委員長 少数意見というか、お一人の意見とかは、量的な処理ということの中で、全部なくすことではなくて、個別意見として生かしましょうということなので、その入れ方とすれば個別意見に今の場合は多分なると思うんですよ。
- ○委員 ああ、そうですか。
- ○委員長 ただ、またそれをそうでないようにしたいということであれば、またもう一度皆さん で議論しなくちゃいけませんが、またそれも蒸し返しになる可能性もありますけれども。もう一回その辺のお話ししますか。
- ○委員 この部分については、そうするともう趣味・娯楽を目的とする団体というのは、例えば どんな団体になるんですか。ここの部分で趣味・娯楽を目的とする団体というと、例えば。
- ○委員長 多分前回の事例で出たのは、囲碁・将棋でしたか、あるいはフラダンスも出ましたか、何か具体的な例として。それが地域センターであれば明確に区分されているというお話がありましたね。ですからそれを参考にすることもあるでしょう。ところが、公民館の場合にはその区分けが難しいというお話がありましたね、現実にやってない。それは人がやるかというと、そこまでできないと。できないものについては100%減免のところに入っていきますねということでしたよね。だからそういう意味ではすごく公民館の部分についてはファジーかなというふうに思います。現実に今やっていないから区分の仕方を。
- ○委員 ごめんなさい。100%減免に。
- ○委員長 社会教育事業としてとらえることができて、なおかつその中でも趣味・娯楽のものであるとすれば、それを趣味・娯楽というふうに明確に区分できなければ、100%減免のほうになってしまいますねということです。明らかに趣味・娯楽だという団体であれば、それは50%減免にしますよというところに入りますけれども。
- ○委員 区分できない場合は50%ですね。
- ○委員長 失礼しました。そうですね。
- ○委員 そうなっていれば別に私も言わなくても、そうじゃなかったので、はい、ちょっと言い

ました。

- ○委員長 済みません、勘違です。そうですね。これわざわざ注意書きがありますよね。趣味・ 娯楽の団体であればそれは最初から50%減額、それが社会教育事業の団体だということで、場 合によっては中身として趣味・娯楽のようなものをやっているとしてもそれはわからなければ1 00%免除になるという意味です。実際に名称として趣味・娯楽の名称であった場合と、区分で きない団体の場合それは50%免除だということになりますね。
- ○委員 わからなければ50%。
- 〇委員長 わかってもわからなくても50%ということですね、これは。趣味・娯楽だとわかれば50%ですよね。
- ○委員 はい。
- ○委員長 趣味・娯楽かどうかわからないという、要するに区別ができない団体の場合、それは 50%ですよということですね。
- ○委員 そうですね。
- ○委員長 訂正しておきます。
- ○委員 今、ここで示されているのはそうなっているということですね。
- ○委員長 そうですね。
- ○委員 よろしいでしょうか。先ほど委員からおっしゃったように、趣味・娯楽の団体というのはどういうのがあるか、私の知る範囲では、例えば代表じゃないけれども、カラオケなんかそうですよね。それに生け花とか踊りとかいろいろとやっていますが、そういうものは趣味・娯楽の分野じゃないでしょうか。そしてまた、先ほど公民館が主催していろんな教育等をやって、その後は横のつながりを、また友達をふやすというような平たくそういう言葉で言ってらっしゃいますが、その後もまた何かサークルで活動していると、これなどはどちらかというと公共のほうではないと思うんです。どちらかというと趣味のほうに近くなる団体ではないかなと思う。そういうのも公民館で非常に広く、私も実際にシルバー大学にも入りまして、そういうことを市でも促進していらっしゃいますんでいいことだと思うんですがね、それが続く続かないはまた別の話でして、そういうようなことを言うんじゃないかなと思うんですけれども。そうですよね。
- ○委員長 確認なんですけれども、一応公の施設ですので、原則有料だよということは前提条件 として今でも生きています。それは確認できますよね、そうですよね。
- ○委員 委員長、よろしいですか。ちょっと後でまたお話ししようかと思ったんですが、今それに関連した話が出ましたので発言させていただきますが、市の財政も、財政面は前回の討論のときにいろいろと話が出ているようですが、今回のこの適正化検討委員会の最大の目的は、要するに適正化を図るというのが最大の目的ということを言ってらっしゃいますね。もう一つは、収入面も目的ではあるというような言い方をしていらっしゃいますけれども、まさにそうだと思うんです。市の財政も今550億ぐらいの赤字ですか、市債を発行しておりますよね。ことしなんかでもどうなんでしょう、まだ予算は通ったそうですけれども、まだ公表されていませんけれども、市債は何か10億から12億ぐらいあるんじゃないでしょうか、発行されると思うんです、毎年

毎年。現在はその返済だけでも一般会計の500億近くの44億強という返済が、毎年毎年発生しているんです。これが現状でいきますとどんどんふえると思うんです。そういう面からもしまして、地域センターまた公民館のかかっている費用というのは莫大なものがあるわけです。これだけではないはずですけれども、莫大なものがあって、先ほど委員長がおっしゃったように、こういう施設は原則有料なんで、その原則有料をやはり見直す時期に完全に来ているわけでして、これを放置しますと大変な借金がどんどんふえていくと、そういう今市の運営になってきていると思うんです。ことしなんかでも、相当のこの予算、緊縮予算で、大変小平市も苦労なさっているということを聞いております。大半なまた市債も発行するということで大変厳しい状況、市債だけでもことしは12億8,000万を考えていらっしゃるということですし、また借金、先ほど言いましたように44億、予算から見ますと2.6%ぐらいの比率を占めているわけですけれども、こういう面からしましても、先ほどから話が出ております私はこの原則有料で例2ぐらいを取り上げて、これからどれをということで考えていったほうが早いんじゃないかなと、そういうふうに思っておりますけれどもいかがなものでしょうか。ちょっと極端過ぎるかもしれませんけれども、それぐらいに考えていかないとこれからの先大変なことになってくるなと、そういうふうに思います。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま委員のほうからは、例示の第2、例の2を用いるべきではないだろうかという御意見ですね。その辺も踏まえて、はい、どうぞ。

○委員 私は例4を、具体的に出ましたので、といいますのは、ここ1年ぐらい私は4カ所か5カ所ぐらいの公民館の館長といろいろ懇談をする機会がありまして、いろいろお話をしたり、それから各サークルとか団体の代表者の方と食事をしながら、あるいは一杯飲みながら今回のこの検討委員会の内容についてディスカッションする機会があったんです。それで館長を含めて公民館の館長あるいは実際の嘱託の職員の方、それから実際にそこを利用しているいわゆる市民の方々の責任者のお話ですと、やはり今回この新しいルールがスタートしたら、かなり今まで有料だけれどもただだったと言うんですが、ただがずっと続いてきたわけですから、かなり利用者にとってはショックだと、どういうふうにソフトランディングしたらいいかもっと考えてくれということを私あちこちから、私が考えるだけじゃなくてみんなと一緒に考えようじゃないかと。特に人数が少ないサークルなんかやはり値上げをしなきゃいかんし、公民館というのは2,000円という限定の1月2,000円という一つの制限があるということで。

私何が申し上げたいかというと、今回この新しいルールが設定されたときには、やはり例えばこれは財政の改善の一環としてのプロジェクトだと思うんですが、駐輪場の有料化の問題だとか、あるいは一番最大の借金であるルネこだいらの管理の問題だとか、あるいは前々から私がしつこく申し上げている補助金の見直しの問題だとか、要はほかの経費の削減策とパックで財務部が市民に示さないと、この受益者負担ということをにしきの御旗にして、そのことだけで来月からこうなりますよ、あるいはことしの秋からこうなりますよというような提示では、私は市民は非常に抵抗があるんじゃないかというふうに思うわけです。50%は私はやむを得ないというか、さ

っき委員のおっしゃったように、そういう時期に来ているということは確かなんですが、受け入れ側からするとかなりショックな内容だというふうに私は思いますので、ぜひ、これはお願いしたいんですが、この受益者負担ということだけでこの公民館、地域センターそのほかのことを発表するんじゃなくて、単発的にひとり歩きしないように、ほかの経費削減と一緒に市民に僕は提示する、これも一つの方策だと思うんですが、ぜひまず財務の賢明な方々はいろいろ作戦は考えられていると思うんですが、そういう面で、ちょっともとへ戻りますが4番ですか、先ほどお隣の委員からもう少し50%じゃなくて、具体的なパーセンテージは出ませんでしたが、低いほうがいいんじゃないかということなんですが、50を30にするとかそういうことも考えられるかもわかりませんが、切りがいいと言ったら失礼ですが、ゼロか50か何とかかというふうなことで、私は4番をぜひ実行に移す原案として私はこれに手を挙げたいと思います。

- ○委員長 ただいま第4ということでのお話がございましたけれども、ほかの委員はいかがですか。幾つかの選択肢をということで事例の4番目までを出したわけなんですけれども。
- ○委員 そうですね。はい、パーセンテージ、間違いました。
- ○委員 済みません、私の言い方が、ごめんなさい。
- ○委員 ついつい、そうですね。8割とか、そうですね。

○委員 私も趣味・娯楽を目的とする団体というところがちょっとひっかかりますけれども、今 100%免除団体というところはこの例4に書かれているもので、プラスNPOをそれぞれ含め るということでいいかなと思います。私が思っているのは、趣味・娯楽を目的とするというとこ ろの団体で、その受益者負担というものの考え方、受益者負担というのは自分が例えば利用する からそれに見合ったお金、例えば駐輪場だったら自分が自転車をとめるからお金を払うんですと いうそういう考え方ですよね。ところが、公民館での学習ですとか、あるいは集会施設や地域セ ンター、元気村おがわ東それから福祉会館でも、そういうのがそういう学習というのは、そこで 得たものをまた地域に還元していくわけですよね。そこで自分が話し合ったからその場所のお金 を払いなさいという話になるわけですね、受益者負担というか、そこの施設を利用したから施設 の利用料を払いなさい。もちろんそれで公共施設が有料であるというところで、それについては そういうふうに決まっているので、そういう施設だというふうに理解しますけれども、その中で 自分はそこで利用したから、利用した人お金払いなさいというところからすると、さまざまな今 小平で行われている地域活動それから学習活動というのは、それをまた別のところにいって、さ まざま波及効果をもたらして益を得ている方というのはほかにもたくさんいるわけですよね。そ ういう活動をしているからこそ、それぞれの自主的な学習活動であるかなと思うんです。ですか ら例4の中で趣味・娯楽を目的とする団体なんだけれども、そういう社会教育事業とか、あるい はそういう地域の慰問という言葉がいいのかな、わかりませんけれども、慰問だとか公民館の学 習活動の一環でできたサークルとか、講座から出たサークルということですよね。そういうもの については、同じように100%免除団体に入れてほしいなと思います。

確かに財政が非常に厳しいというのは、私は働いてないですから夫が一生懸命払っていますけれども、子どもたちの教育費もかかりますし、いろんなことでお金かかるわけですよね。その中

で、今後もっと小平市もやっていけなくなるというのも本当に議会を傍聴をしていてもわかるんですけれども、やっぱりだからここでお金を取るんだというものとはまた違うと思うんです。ですけれども、適正化を図るということで、本来のものプラス本当にそういう地域に貢献しているかどうかわからないような団体であればそれはきちっとお金をもらうべきだろうし、そうでないところについては、きちっとまたここで活動して、むしろこういうところの活動の中から協働していくような団体が出てきて、むしろまた市民の活動が活発になってくるのかなというふうに思いますので、その趣味・娯楽を目的とする団体が50%免除と書かれていますけれども、ここについてもう少し救ってほしいなというふうに思います。

- ○委員長 そうですか。
- ○委員 50%は確かに切りがいいんですけれども、別に切りがよくなくてもいいかなと思っています。
- ○委員 どれぐらいのパーセンテージを、具体的におっしゃったらどうですか。
- ○委員長 そのパーセントということを別にしても、今の免除率についてのお話ですけれども、 ほかの御意見どうですか。今、趣味・娯楽を目的とする団体について、地域社会に還元している、 利益を還元していることもあるでしょうし、そうでない場合もあるということを前提にお話をさ れています。あらかた還元しているでしょうというお話ですよね、今のは。
- ○委員 はい。
- ○委員長 それについてどうなんですか、皆さん方ほかの方は。結局差がわからなければ50% 免除ですよということですね。

○委員 よろしいでしょうか。私は、この4つの例の中からどれか挙げなさいというようなこと が、最初これで来て非常に困ったなと思っていたんですけれども、例の4にするという御趣旨は すごくわかるんです。つまり先ほど委員もおっしゃっていましたけれども、公共の担い手として の市民というときに、そうした市民には100%免除でいいだろうということがそのベースにお 考えだと思います。一方で、私は例2も捨てがたいところがあって、何かすごく灰色で申しわけ ないんですけれども、つまり100%免除ということにすごくひっかかりがどうしてもあるんで す。100%免除しちゃっていいのかなということなんです。何かだからそういう公益というか、 地域社会に還元するということであればいいだろうということはそれはそのとおりなんですけれ ども、でも実際今このような借金とあるいは減免率とがあって、利用者実態としても恐れながら 市民全体がそれを利用しているというよりは、その利用するという便益を享受している人はむし ろ限られているということを前提にして考えると、100%免除でいいのかなということにどう してもひっかかりがあって、それこそ今パーセンテージはきれいじゃなくていいというお話があ ったんですけれども、僕はこう3つに分けるんじゃなくて4つぐらいに例えば分けたいなとか。 100%免除団体は、例えば例2に挙げられたような障がい者団体、官公署というのがこの前の 議論でもここはこれでいいでしょうというお話になっていて、50%と数字云々はまた別としま しても、私的な趣味・娯楽、社会教育の中でレクリエーションと呼ばれるものも恐らくはここに あるいは入ってくるかと思いますけれども、そうしたものが少し多目に負担していただくという

こともそれはそのとおりそれでいいでしょうと、100%じゃなくてそこには公益的な部分がありますのでということ、それはそれでいいと思うんです。

ただ、その50%か100%かという間に何かもう一つあって、それが別に90%でもいいんですけれども、少し負担していただくということがあっていいのかなと思いますので、例えばそれがつまり90%でもいいというのは、この受益者負担の適正化のゴールをどこにしましょう、どこなんでしょうかという議論が前回もあって、それがその前の回にもあったと思うんですけれども、このことによって収入をふやすということよりは、市民としてこの自治体の施設に関する政策について理解を深めて、財政状況を踏まえた上で実際の利用者が負担していくということを理解していただきたいということがこの一つのゴールとしてあったと思いますので、そういうところからすると100%免除する、100%というのはもうまさに無料なわけですので、それでいいのかなというのがどうしてもひっかかりますので、ちょっとそこの点で例4に手を挙げきらないというところでしょうか。

- ○委員長 今、例2をベースにして4段階説みたいな感じになりますね、これだとね。
- ○委員 そうですね。本当にその……
- ○委員長 100%はそこの部分のみだということですね。
- ○委員 それでいいんじゃと思うんですけれども。
- ○委員長 はい、という御意見もあります。 はい、どうぞ。

○委員 例2で、確かにこの内容を見ますと非常に厳しいんですが、100%免除をどうしても抵抗を感じます。それで、この間の福祉会館のほうの老人クラブ、これは100%でいいかなとそんな気もしますけれども、これだけは。ほかのところは、この地域センターと公民館につきましては、これはもう同じような今使われ方をしておりますので、公民館だけを考えますと、趣旨から言いますと、これちょっと違うわけですけれども、現状は、現状の使われ方ですね。それを見ますと違うんですけれども、まあまあこの辺はこれでいってもいいんではないかなと。あえて言うならば、地域センターの自治会も100%に持ってきていいのかなと。そんなに長時間、あれはまた回数が多いとは思いませんので、この20%らいを100%らいへ持ってきて、例2を採用していただけないかなというような気がしますが、希望しますけれども、どんなものでしょうか。

○委員長 若干の修正がございましたが、ベースは例2ということにはお変わりないようですね、 それはね。

ほかの方、いかがですか。

○委員 もともとこの使用料の設定という段階で、適正だという委員会の中での判断だと思いますので、公共性があるということ、趣味・娯楽を目的とする団体であっても広い意味では公共性があるということもあるというお話がありましたけれども、物すごく大きな負担をしているというようなイメージは私の中にはなくて、多く使う方たち、利用者の中の方たちが少しずつ負担をしていくことによって、この利用料というか使用料が少しパーセンテージ、今まで九十何%とい

うことではなくて、それよりもカバーできるのであれば少しずつ負担していくという考え方で設定したほうがいいような気がいたします。

- ○委員長 具体的にはそうすると、どれという数字はないのかもしれませんけれども、今のお考えですと例の4か3か、その辺の。
- ○委員 例の4か3かですけれども、近いんですけれども。
- ○委員長 に近い感じですよね。
- ○委員 どちらかと言うと例3に近いかなと思って考えてきましたけれども。すごく高い設定の 使用料であるならば、そういうことは大変だという方が多いかもしれませんけれどもという気が しますけれども。
- ○委員長 金額自体を考えてみればそう高い金額ではないですよ、そういう意味ではね、という ことなんですね。
- ○委員 はい。それがでも集まれば、少し財政面で今よりもよくなるんじゃないかという気がしますけれども。
- ○委員長 はい、わかりました。今、御意見が具体的にこれということではないにしても、ベースにするものというのは例2、例3、例4というような形で出てきているわけです。例2の中でも、自治会を集会施設、地域センターの中で入れていきましょうという、自治会、老人クラブ入れていきましょうという、その辺の折衷案が出てきているわけですけれども。結局ばらばらになって、失礼だけれどもね、なかなか難しいところですが。
- ○委員 委員長、どうでしょうか。この今まで8割、九十何%がもうほとんど免除でしたよね。 それが一気に50%になったといっても抵抗はあることがあると思いますよね。今まで無料だったものが今度は、はい、有料になりましたよと言ったら物すごい抵抗あると思うんです。3年ほどかけて段階的に最終的に50にもっていくとかというような、そういうテクニックはどうなんでしょう。提案できないんでしょうか。
- ○委員長できるんです。それをさっき私も申し上げたんですけれども。
- ○委員 ええ、おっしゃいましたよね。
- ○委員長 手法の一つとしてそれは段階的な措置というのはあり得るんです。
- ○委員 そういうのもよろしいんじゃないでしょうか。
- ○委員長 激変緩和措置をとっていって、その場合に、ただ終局的にどこにもっていくかということなんです。例の2にもっていくのか、その終局も例の4なのか、そこのほうで違ってくるわけです。その辺はやはり例の2で行こうというんですね。
- ○委員 そうですね。
- ○委員 よろしいでしょうか。例の4とされる方は、私が先ほど申し上げた100%というところについてはいかがですか。やはり少し利用者として負担をしていただくべきではないかというのが先ほどの発言の趣旨だったんですけれども、やっぱり100%。
- ○委員 いえ、別にそれ私個人的と言ったんですが、中を含めていろんな議論をしている最中で すから、これ100%にこだわるというんですか、これが絶対であるというような考えは私自身

は持っていませんけれども、非常に柔軟的考えです。それから、さっきおっしゃった段階的なことも私は大替成です。

- ○委員 そうですよね。
- ○委員長 いかがですか、今の100%について。
- ○委員 そうですね。私は、市民の自治の活動の中の中核になっているのがこの100%免除団体に書かれていると思うので、これやっぱり市にとっても大事に育てていくべき団体だと思うし、そういう面では100%免除団体にこだわります。済みません。
- ○委員 いいえ。

○委員長 ということです。激変緩和措置をしてやっていくという手法はそういう意味では抵抗の少ないというかな、やり方の一つだと思いますけれども最終的にその目指すところの100%免除という団体をどこにするかによって、大分この2、3、4で違いが出てきていますので、その辺は多少一致を見ないとうまくないですね。それとその段階的にもっていくにしても、50%免除の団体とあるいは移行しているのに、4段階のような形で設定をされている方については移行の措置が大分違ってきます。その辺も含めてもう一回みんなでお話をしていただけませんか。今までの御議論を踏まえて、ほかの方の御意見を参考にしていただいて、あらかた目指す方向というのは、ある程度こういう措置もやむを得ないけれども段階的にやっていきましょう。ただそのパーセントについては、100%がいいのか悪いのかという議論もありました。その辺を踏まえていま一度再考していただけませんか。

例えば1年目は例の4のやり方をするけれども、その50%の団体については、今免除されている方は免除して、2年目にこれは50%にしていくと、3年目には最終的に100%免除する団体は、さらに限定したこういう団体になりますよという形もあり得ますよね。かなり最終的には厳しくなりますけれども。ただ、その最終到達地点をどこにするかはかなり違いというか、大きな意味合いを持ってくると思います。

○委員 よろしいでしょうか。今まで議論をしていた中で2つ取り上げたいのは、1つは市民アンケートの結果で、これは利用者が一部負担すべきであるというのが、具体的な数字忘れましたが7割程度いらっしゃるということと。もう一つは、社会教育法ができた当時と、社会教育が位置づけというのか、社会教育をどれだけの力を入れてやっていくかということについて、少しちょっと社会状況が変わってきているんじゃないかというような議論があって、そういうところを考えると、どこの団体をどういうふうにということもある、例えば公民館のところで社会教育事業を行うことを目的として活動している団体というのが、いま一つはっきりとしていないところはあるんですけれども、いずれにしろ必ず100%利用料を免除することが、社会教育法で求められていることかといったら全くそんなことはなくて、そもそもが有料が原則なわけですので、ただこうした施設をつくって、そうした機会を、そうした場をつくっていくということが一つ大きなこととしてあったと思いますので、今その現状として100%というよりは、もう一つレベルを設けて、仮に90%免除というようなところをつくって、その100%のところと少し違うところを設けるべきではないかなと思います。

そこでその全くの個人的な趣味・娯楽ということであれば、それなりの負担が必要である。それは体育施設との考え方と合致してくるところと思いますし、一方で100%免除ということには、実際10%負担していただくということが、先ほど委員からもありましたけれども、それほど大きな金額では実際上はないわけです。例えば今90%と言っているわけですけれども、でも無料ではなくて、利用者として少しでも負担をしていただくということは、法の精神に照らしてもそれほどおかしなことではないんではないかなと思いますので。しかもこうした状況であるということを鑑みれば。

ですので、私は例4のような形で100%免除団体としてこの4にあるのは少しどうかなと。 それよりは同じことなんですけれども、100%免除というのはもう少し限った団体であって、 となると例2のような形で、この100と50の間にもう一つレベルがあるような形がよろしい のではないかな。例えばその社会教育事業を行うことを目的として活動している団体の中で、い や、私たちはこのような公共的な活動をしていますということを例えば実績を申請していくこと によって、50%から例えばの数字ですが90%団体になると、なることができるという形をと るほうがいいのではないかなと僕は思うんですけれども。

- ○委員長 今の御意見ですと、例えば例の4をあらわしたときに、その中から例2のところの障がい者団体、官公署を引っ張り出せばこの表は成り立つわけで、このパーセントのところを変えていくというそんな感じになりますか。
- ○委員 そういうことでも。
- ○委員長 形とすれば。
- ○委員 そうですね。最終的な、そうです、最終的な形として、100%団体と100%ではない、少しではあっても負担していただく団体があって、あるいはもう少し多く負担していただく 団体というのがあるというようなイメージです。ですから、それはもちろんそのような方法でしていただければ。
- ○委員長 場合によっては、その当分の間はこういうような形でいって、例の4のような形でいって、最終的に、将来的には、例の2の形になるのが望ましいとか、そういう形であってはいけないんですか、そういう表現では。
- 〇委員 つまり途中経過として例4を示して、最終的には例2のように、例2が例えば4つに分かれるとして。
- ○委員長 引っ張り出したような感じになりますね。ただ、最終的なものを示しておくんですけれども、言葉のあらわし方として何年という限定をしないで、当分の間この形でいくとかいうやり方もありますよね。だからその辺は許容の範囲かどうかということです。
- 〇委員 それは全くよろしいんではないかと思いますけれども。最終的なゴールとしては100%と。
- ○委員長 というような御意見なので、その辺も踏まえてどうでしょう。大分皆さん少しずつ近づきつつあると思いますけれども。
- 〇委員 10%ぐらい負担したらいいんじゃないかというのも、例えば2, 000円のうちの1

0%は200円ですから、200円ができないの、できるのと言われたときに、できる人もいる し、できない人もいるのが現状かなと思うんです。そうなったときに、公共施設だから多くの人 に利用してもらいながら、その中で得たものを地域でどんどん使っていくというのが、このきょ う挙げられた施設の役割かなというふうに思っているんですけれども、ちょっとぐらいの負担で もいいかと言われたときに、いいと言う人と、嫌だと言う人がいるわけです。

この先ほどの世論調査ですか、市政に関する世論調査ですか、平成20年2月の。これでも質問項目の中に、地域センターとか公民館の利用費負担について、利用者が経費を負担するべきだという人と、一部を負担すべきだとか、税金ですべてを担うべきだとかという、わからないという方も10%いらっしゃるわけなんですけれども、そういう方々がいて、この世論調査はお金について聞いているのはここだけですよね。ここだけがお金についてどうするかというような調査をしていたので、そういう中で経費のすべてをという人が9.7%、一部を負担すべきだという人が57.9%、すべて公費でという人が18.9%、わかんない人が10.5%、無回答が3%というデータが出ているので、大体の人が一部を負担してもいいんじゃないというその一部が何%かというのはわかんないですよね。その人によっての一部という想像の仕方が。200円は払えるという人と、払えないという人と、それはいろんな市民がいると思うんです。

それで、私はこの100%免除団体のところ、理屈としては。でもやっぱり、これは市としても例えば自治会をつくってくれたところには援助費として1世帯100円をくれるとか、PTAもあらかたつくりなさいよとは言われていないけれども、任意強制みたいなところがあったりとかして、これはほとんど市の行政の中の一部と一緒になっている部分というのもたくさんあると思うんです。ですから、そういう部分では、200円が払えるとか払えないというんじゃなくて、これは市としても育てていく団体だという意味で、私はこの100%免除団体というところは100%であるべきだなというふうに思います、今は。

ただ、これからまたいろんな情勢が変わっていって、これがもういつも正しいというかというと、それは今の私にはわからないんです。でも、今現状としては、いろんな方にお話を聞く中では、これぐらいプラス、趣味・娯楽の中でも地域に還元している団体もたくさんあるということも見知ったりすることがありますので、ちょっとその辺を考えたいなというところがあります。ですから、当面の間とか、それからいずれはまたいつでも見直しというのは行政がやっていることしなきゃいけないですよね。ですから私も見直すということはいいことだなと思って、この委員会にも公募で応募しましたけれども、見直すから今のやつを全部やめてほかのにするんだというのとはまた中身が違くて、私はここにある例の4にある100%免除団体というのは、やっぱりこれは本当に100%免除でしかるべきかなというふうに考えています。でも、今後またそうやって見直さなきゃいけないこともあるし、またほかの要因が出てきたりとかするので、そういう意味では、当面の間これは100%免除団体というふうに考えています。

でも実際にこの200円が払えないためにサークルに行けなかった、活動ができなかったというそういうすごく何かみじめなというか、そういう市民をふやしたくないし、どんどん市民には外に出て行って、みんなと活動して、何か役に立ちたいと思っている市民もたくさんこの世論調

査で役に立ちたいという市民もほかの世論調査でもたくさんありますから、ぜひそういう市民を育てたいという気持ちもあるんです。だから規制を余りしてお金がたくさん入って、それはいいことなんだけれども、回りめぐって市民の生活がしにくくなった、やりにくくなった、やる気が全くなくなっちゃったというのでは、せっかく見直した意味もないなと思います。もちろんここの見直しの検討委員会は、受益者負担適正化だから、それだけ考えればいいんですけれども、そういう点のことばかり考えていると、これができ上がったときに、市民の感情とはまた違うものができ上がってきちゃうんじゃないかなというところが考えますので、私は今は、当面の間は、この100%免除団体と記載しているものがあったほうがいいと考えます。

- ○委員長 そうなると到達点はやはり違うわけですよね。
- ○委員 済みません、そうですね。
- ○委員長 ただ、将来的に見直しを当然必要だというか、その辺については御了解していただい ているということなんですね。
- ○委員 はい。

○委員 私が先ほど100%にこだわらないと言った、説明不足だったんですが、最近2つぐらいのサークルでこの問題を話したんです。そうしましたら、以前もお話が出たと思いますが、利用することによって付随的に発生する経費ですか、いわゆるガス、水道、冷暖房、それから修理保全費、それから器具、備品の借用、こういったものは今までよくただで貸してくれたなというような会員も結構いるんです。ですから、ただになれちゃっててそのままずっと何年も10年も20年も続いてきたこと自身にようやく気づいている人もいますし、それから、それはおかしいなという人もいます。

それから、先ほどの200円の話が出ましたけれども、もし200円負担するとすれば、サークルを結成するには最低5名必要なんです。そうすると200円を5で割ると40円ですか。ですから40円ぐらいはガス、水道、電気を含めて負担をするぐらいは私、微妙なところですけれども、これも払えないということになると、ちょっと問題とは申し上げませんが、本当にミニマム、この程度はお茶代として公民館でやると100円払いますが、そのお茶代よりももうちょっと低いわけですから、資料代ですか、ですから、そこらあたりは市民の方に理解してほしいなと、あるいは会員の方に理解してほしいなというのが実情です。

○委員 そうですね。私も同感でございまして、実は私は3年前まで民間の会社に勤務しておりまして、ちょっと話がそれますけれども、そうですね、今から5年ほど前からこの市の施設なんか利用させていただきました。それまではどちらかというと仕事に一生懸命でございまして、小平市のこともよく知らなかったというようなことがございまして、仕事のことは、中野勤務でしたから中野のことはいろいろ詳しいんです、何十年も勤務しておりましたので。区のことも非常に詳しくなったんですけれども、肝心の住んでいます小平のことは余りよく知らなかったんですけれども、退職しまして、いろんなサークルとか友達とかいろんなことに参加させていただいて、特に今話が出ましたように光熱費なんかこんなに使ってよろしいのかなと。寒いと言えばすぐ温度調整ですぐ温度を上げてどんどん使わせていただく、お茶も使わせて、お茶は、茶っ葉はこっ

ちで用意しますけれども、水を使ったり、水道を使ったり、あるいはトイレなんかでも何でも自由に使わせていただく、ありがたいなと思う反面、財政を見てみますと、どうしても財政のほうに来ちゃうんですが、市民税が非常に高いのにびっくりしたんです、私自身。それまでみんな会社で総務で全部やってくれましたので、市民税納めているということはよくわかっておりますけれども、果たしてどれくらいの金額ということは、うろ覚えではわかっていたんですが、実際に自分で今度払い込むということになりますと、大変な市民税払っているなというようなことで再認識しております、市民税の高いことに。

ことしなんかでも市民税が個人そして法人を入れまして昨年より11億6,000万マイナスだそうです。その分は何だかんだ、何らかの形でまた我々のほうへかかってくるわけです。そういうことを考えますと、やはり今おっしゃったように、やはり5億近い金をこの公民館と地域センターだけで毎年かかっているわけです。わずかな金です。一部というのは本当の一部なんです。この利用料を見ましても、使用料を見ましても、この使用料では本当に本当のところはもう民間では借りられませんし、公共のありがたさということをつくづく感じております。少しでも利用者が負担するのは当たり前という観点から考えますと、今、委員がおっしゃったように、わずかなお金でございます。そういうある意味ではくせをつけていく必要があるんではないかなというふうに考えております。非常に肌に感じております。

それと一方歳出面で、毎年1回目、2回目ぐらいには話、地域センターとか公民館とか各施設の話がありまして、特に利用率が非常に低いということが話題になっておりました。そういうことでどうなんだろう、地域センター、公民館も含めまして、夜間です、夜間の利用度が2館ぐらいです、50%を越えているのは、花小金井の南。それと50%近いのがあそこでしたね、これ仲町の美園、美園です、あそこが50%近い。あとはみんな20%台ですよね、そういうところを見ますと夜間の利用が非常に少ない、それをこうこうと明かりをつけ、光熱費等々もかかるわけですから、これを交互に曜日を決めて利用日をお互いに近いところを、お互いに交互利用ということを考えていって、使わない館があってもよろしいんではないかなと、夜間です。朝と午前、午後、そして夜間というふうになっていますが、夜間の利用率が特に低いですから、この辺などもその経費節減の面から持ち出しを少なくするという面からも、利用なども考えていってもいいんではないかなということを考えております。

ちょっと外れる話だったかもしれませんけれども、そういうふうに強く感じますので申し上げました。

○委員長 ありがとうございます。

基本的には、御意見とすれば、一定の負担は当然してもらうべきだろうというお考えであるわけですから、例2の中のちょっと修正をした形の中のお話をされているというふうに理解してよろしいわけですね。

○委員はい、お願いします。

○委員長 どうでしょうね。少し近づいている部分もあるんですけれども、当然平行線のところ も当然あるわけです。これ多数決をとっても余り意味ないといいますか、仕方のない話になって しまうと思います。ただ、目指す方向とすれば、当然一定の負担はしかるべきだろうと、将来的には当然一定の負担をしてもしようがない。今すぐにも当然負担してもらうべきであろうと、こういう御意見いろいろあろうかと思います。その際に、将来的にはどういうふうな変化があるかわかりませんが、ここではある程度きちっと一定の負担をするべきだろうという考え方を打ち出しておいて、ただ、現段階においてやむを得ない部分も当然ある、激変緩和の部分もある。市民の了解を求めるためにはどういう方法がいいかということを考えたときに、一定の免除というものを考えていかざるを得ないんであろう。その際に、100%免除するか、90%免除するかは今ちょっと別にしても、こういう団体であれば100%に近い免除をしていってもいいんではないかという団体として、例の4のところで出てくる団体を挙げていくのか、それとも例の2、あるいは例の3のところに挙げている団体を挙げていくのか、少しこニュアンスが違うんです。ニュアンスが違うんですけれども、その辺のところをまず団体として挙げていって、さらにもう少し趣味・娯楽を目的とするものについては免除率を低めていこうというような考え方をして、営利については当然免除なしということでというような区分けをして、この時期については何年間かけてやるかとか、当分の間このままでいくのか、その表現はちょっと違うんですけれども、そういうような形でまとめていく方法ってどうでしょうね。

- ○委員 難しいかと思います。
- ○委員長 こんな感じで分けていかざるを得ないと思いますが、皆さん方の御意見をまとめていくとするとすれば、どれかに偏ったことにしますと、どなたかの意見とか、こちらの意見とかということになってしまいますので、折衷的なところをとっていくとその辺になるのかなという気がするんです。見直しの時期については何年ぐらいかけて見直しをするかというのは、ちょっとまだ明示はされていないんですが。
- ○委員 よろしいんじゃないでしょうか。
- ○委員長 よろしいですか、そういうことで。
- ○委員はいいるはいいと思いますけれども。
- ○委員長 一番将来的なものについては、御意見が違うところが出てくるかと思いますが、ただ、 見直しという段階では御了解いただいている部分だろうというので、そこの表現の仕方がちょっ と難しいんですが。
- ○委員 これ比べますと、例の3と例の4は公民館の社会教育事業を行うことを目的として活動 している団体が……
- ○委員長 そこが抜けるか入るかです。
- ○委員だけですね。
- ○委員長 そうですね。例の3の場合ですと、その社会教育事業をしている団体でなおかつ趣味・娯楽の場合については50%免除ということですよね。要するに区分けができないからということですね。
- ○委員 団体で。
- ○委員長 ええ、なおかつ趣味・娯楽を目的とする団体ということですよね。社会教育事業をす

- る団体であって、かつ趣味・娯楽を目的とする団体。
- ○委員 そうではない。
- ○委員いや、別々になっていました。
- ○委員 それは例4。
- ○委員長 これは、いや、それをそういう意味で御提案を申し上げたんです、最初は。それがちょっと分かれちゃったんですよ。先ほどだから訂正をして、そのなおかつということで入れていただきたいというお話をしたんですけれども。
- ○委員 例3ですか。
- ○委員長 はい。
- ○委員長 全部そういう一定の割合とつくのは、全部そのような趣旨だったんですね。
- ○委員 例3もそうなの。
- ○委員 そうすると例3と例4は何が違うということでしょうか。
- ○委員長 一定の割合で趣味・娯楽をする団体を分けるか分けないかの話です。
- ○委員 だって、例3はこれは入っていていいんですよね。例3は一定の割合で。
- ○委員長 そうです、一定の割合で、要するに社会教育事業、社会教育事業をやっているんだけれども、どのぐらいの割合でやっているのかわからないという、1割なのか、2割なのか、5割なのかわからないけれども、一定程度社会教育事業をやっているんだけれども、趣味・娯楽の団体なんだよというものについて、これは50%の、要するに社会教育事業をやっていても何でも、趣味・娯楽をやっているかやっていないか区分できないから50%免除ですよということです。

ところが、例4の場合、社会教育事業をやっていれば100%免除ですよというそういう意味です。

- ○委員 そうですか。
- ○委員 なるほど。
- ○委員長 そこでだから一定の割合というのは出てきたんですけれども。
- ○委員 その一定の割合が2割か、5割か、8割かわからない。
- ○委員長 そこはわからない。
- ○委員 社会教育の中にレクリエーション入っているんですけれども。
- ○委員長 社会教育といったときに、趣味か娯楽かそれが入っているのか、入っていないのかって区分しにくいですよね、わかりにくいですよね。要するに、カラオケだってそういう意味でいうと文化活動の一つですよね。社会教育事業の中に文化活動入っていますね。ということはどこで線引くのというのがわからない。わからないものについては区分のしようがないので、それはすべて全部50%の免除団体にしましょうと。それが今の例の3までの話です。
- ○委員 例4の趣味・娯楽を目的とする団体はどうなっていますか。それは……
- ○委員長 社会教育事業であるかどうかをかかわらず、趣味・娯楽を目的とする名称のある団体 ということですよね。
- ○委員 そういう団体でも、社会教育事業を行うことを目的にダンスとかやっていれば、それは

- 100%免除ということですね、わからないから。
- ○委員長 わからないから50%でした、さっき。
- ○委員 50%免除ですね。
- ○委員長 そうです。

明らかに社会教育事業だけを取り上げて、それが明確にわかるものは100%免除ということでしたね、例4はね。

- ○委員 そうですよね、例4はね。だからそこを消したんでしたよね、一定の割合で学習などの というのを消して、社会教育から初めていいということだったですね。
- ○委員長はいい。要するにごちゃ混ぜでわかんないから一定の割合という言葉が出てきたんで。
- ○委員 じゃ、例1、例2、例3のすべて一定の割合で学習などの社会教育事業を行って……
- ○委員長 教育事業を例えやっていたとしても、趣味・娯楽をやっていればそれは50%ですねという。
- ○委員 そうですか、はい。
- ○委員長 要するに趣味・娯楽の部分についても、皆さん方のお考えとすれば、これは少なくとも免除団体ではないなということがおありになったわけです。ところが今は免除されているので、激変緩和で50%にしましょうということで50%にしたわけですね。だからもう趣味娯楽の部分があるとすれば、もう社会教育事業をやっていようが、やっていまいがもう50%なんだというこういう考え方でしたよね、3番までは。

将来的に障がい者団体とか官公署であれば100%免除しても、いいというような考え方はいいとしても、当分の間、こういう団体については100%免除してほしいんだということなんですが、当分の間の区間を当分の間という表現にするのか、何年にするのかというそこが大きく違ってくるわけで、当分の間というのは非常に長い間もあるので、将来、5年後にとか3年後にだとかと明示をすることができればそれはそれでいいのかもしれない。

- ○委員 小平市の事業見直しは3年でやってらっしゃるんですよね、去年から始まって。3年ぐらいがいいんじゃないですか。
- ○委員長 3年を目途にこういう方向で見直しをすべきであるというような表現になるんですか、 そうすると。
- ○委員 はい、そうですね。それが2年でもいいし、3年ぐらいがいいところじゃないかなと思いますけれども。
- ○委員長 3年後に見直しをして、こういう方向にもっていくことが望ましいとか、そういう表現なのか。あるいは、そうすると言うか。
- ○委員 3年をかけて、ですから2年目、3年目とこう下げてくるわけです。
- ○委員長 3年かけて段階的にやっていく。
- ○委員 はい、段階的に。
- ○委員長 具体的に措置についてはこれはもう事務方にというか、行政にお任せするしかないので。

- ○委員 そうですね、ええ、お任せします。
- ○委員長 我々とすれば、提言する側とすれば、段階的に対応していただくということまでの表現になるんですかね、任せるとね。
- ○委員 そうですよね。
- ○委員 その3年後にもっていく方向性は例2ですか。例2の項目。
- ○委員 私はちょっと違いますけれども、はい、済みません、私は違いますけれども。
- ○委員長 ええ、違いますね。
- ○委員 ゼロ円、100%でなれてますから、一気にもっていくということになると相当の抵抗 があると思いますので、そういう意味で徐々になれていくといいますか、3年かけて最終目的に もっていくという。
- ○委員長 そういう意味で言うと、この例4厳しくなったということになりますよね。
- 〇委員 そうしますと 3年後に、例えば PTAとかそういったここの例 4 の中に入っている老人 クラブですとか PTAとか自治会とか、先ほど入れましょうといった NPOとか、そういった団 体も 100 %免除ではなくなるという。
- ○委員長 今の御意見ですとそういうことです、将来的には。
- ○委員 そういう考えですか、将来的には。それはどうなんでしょうかという気がちょっといたしますけれども、趣味・娯楽か社会教育事業かということがちょっとわかりづらい部分の団体についてとか、趣味・娯楽を目的とする団体についての免除率が何%かわかりませんけれども、100%じゃないほうがいいんじゃないかという意見を私は持っていまして、それで、もちろん障がい者団体、官公署が100%免除ということもいいと思うんですが、自治会、PTA、子ども会とか、先ほど入れたNPOとか、そういった活動に対して、そういう団体に対して、例えば3年後あるいは何年か将来的には100%、100%じゃないんですけれども免除対象ではないという。100%免除、間違いました、100%免除対象ではなくすということはどうなんでしょうと思いますけれども。
- ○委員長 少なくともそういう団体は100%免除すべきであるということですね、

そうすると、障がい者団体あるいは、若干そこが違うんですけれども、自治会とか老人クラブ、 福祉会館については、老人クラブは100%免除していいだろうと。あるいは地域センター等に ついては、自治会はいいだろうという。委員はそういうことであるとするとそこの点はどうなん ですか。この辺はやっぱりまずいんだろうという。

- ○委員 それはちょっと違う。
- ○委員 ここだけ抜き出す必要はないということでしたね。
- ○委員 100%とその次の真ん中にあるものがあるんだとすれば、100%免除団体は非常に限られたものであるべきだと思いますので、そういう意味ではこの例2にあるような感じでいいんではないかなと思います。
- ○委員長 要するに原則を貫くような形というか、原則に戻っていくというか、そういう感じですね。

○委員 そうですね、私はそのように考えます。

あと、ごめんなさい、もう一点、済みません。ちょっと理解できてなかったのでもう一度申し上げますと、例3と例4というのは、例4の場合は、以前の表現だと社会教育関係団体ということですかね。これは一番最初の小平市使用料・手数料検討委員会と、つまり庁内の検討結果報告書の中で、各施設で使用料免除基準があって、どのような団体が使用料を免除されているかというときに公民館では三つありまして、一つは官公署であって、もう一つが社会教育関係団体、

- (3) としてその他委員会が特別の理由があると認めるときとあるんです、これは減免の実態はないということで、つまりその社会教育関係団体がその目的のために利用するときというのがこれまでは100%免除だったと。その社会教育関係団体というのは、ここのメモ書きによると社会教育基本法10条に基づくものであるというふうになっているんですけれども、つまり例4では、そのような社会教育関係団体であれば100%免除であって、例3の場合は、社会教育関係団体であっても趣味・娯楽を目的とする団体のようなところは50%であるというくくりなわけですね。そういう意味であれば、私は先ほど例2か例4と申し上げましたけれども、例2か例3ということで変えたいと思います。その上で、先ほどの御質問については、申し上げたとおりですと。
- ○委員長 それについて若干厳しくというか、厳密に見ていただくそういう感じですね。
- ○委員 そうです。つまりどういう趣旨かというと繰り返しになりますけれども、市民による公 共的な活動を支援していくという意味で、その2つをはっきりと分けるという趣旨です。プラス して社会教育の社会状況が、またその社会教育のとらえ方を変えてもよろしいという状況に来て いるのではないかという認識があると思っています。
- ○委員長 戦後すぐできたものにつながっているということですかね。
- ○委員 そうですね。
- ○委員長 共通項でとれるところというと、一定の団体については100%免除してもいいという、その免除してもいい団体というのはそれぞれ過不足はあるにしても共通として考えられているのは障がい者団体と官公署、これはもう共通的に100%免除していいというふうに皆さんお考えになっていらっしゃる。あと、50%か、80%か、70%かというのは別にしても、一定程度免除はしてもいいけれども100%ほどではないという団体、これは例の2でも例の3も同じようなものなんですが、例の4は若干幅が広いんです。今の段階では例の3のところに該当する方たちが一番多かったということになるんですよね。例の4ですと社会教育事業だけがここへ入ってきている。こういう意味でいうと何%を免除していいかどうかというところの比率は今お示しはしていないんですが、一定程度の減免を、100%減免でなくてもいいということにはならないでしたっけ、その、ごめんなさい、ちょっと今繰り返します。100%免除していいのは障がい者団体と官公署、これは共通項であると。それ以外のことについては、パーセントは別にしても一定程度の免除は認めて、あと有料になってもいいと考えられる余地はないわけでしたね。○委員 今の段階では、これからはわかりませんけれども、今考えられるうちはこの例4の100%免除団体というところでいいです。さらに今50%免除団体になっている趣味・娯楽を目的

とする団体でも、社会貢献活動をしているところもあるので、そういうところは救ってほしいと いう意見を申し上げました。

- ○委員長 ということでしたね。そうすると、そういう意味で言うと、ほかの方たちは、今障がい者団体と官公署については100%免除だということについてはこれはもう共通している。あとは100%免除することではないというか、100%免除しなくてもいいという団体として、例の3ないし例の4に入っている団体が、6100%免除になっているんです。ここについて100%免除しなくてもいいというふうにお考えでしょうか。こちらお2人はいいとしているわけですけれども。そういう意味で言うと、これ言い方がわかりにくいですかね。100%免除しなくてもいいという団体の中に、例えば例の3のこの100%免除団体が入ってもいいかどうかということです。
- ○委員 ごめんなさい、もう一回お願いします。
- ○委員長 100%免除するという団体を障がい者団体と官公署だけにする。今100%免除団体になっているところを90%か80%かわかりませんけれども、一定程度料金を取るという団体として該当させてもいいかどうかということです。
- ○委員 そうですか。
- 〇委員 つまりここの仮に、この一番左側の100%免除団体が、約100%の免除団体になって。
- ○委員長 そうです。90とか80とかになってもいいかどうかということです。
- ○委員 ここから抜き出して100%免除団体というのが、例えば障がい者団体と官公署であるというようなになる。
- ○委員 ああ、そういう意味ですね。
- ○委員長 ええ、今すぐということではなくてね、それもね。段階的にという。
- ○委員 その免除の率が50%よりもやや100%に近いという形。
- ○委員長 そうですね、70か80か90かわかりませんけれども、新たにそれをつくってやったときに、そういうところに含めてもいいかどうかという。2人の委員さんについては、それは 了解をもらっているという考え方でいいんですよね。
- ○委員 はい。
- ○委員 はい。
- ○委員長 あと1人の委員さんもそうなんですけれども。
- ○委員 ええ、ですから、100%、必ずしもですからさっきおっしゃった最低の公共施設の費用ですか、それぐらいのものは。
- ○委員長 ええ、費用についてね。
- ○委員 そうですね。水道光熱費じゃないですけれども、維持費の部分については、できればP TAとかそういうことにかかわってきたものとして、小学校などのときは公民館、地域センターを借りて、100%免除していただいて話し合いをしたり、ボランティア的な活動をして、子どもが私立の高校に行ったときは、全部免除でなく会議室を借りて有料でやっておりました。でも

それはかなり小学生のときのPTAの役員としてやったときのほうがありがたかったという部分はありますけれども、でも、場所を使う以上いろいろな冷暖房やらいす、そういう会議室の使用料というものはある程度仕方が、仕方ないという言い方は変ですけれども、負担すべき点でもあるというふうに考えないわけではないというか、でも余り高額だと時間を割いて子どもたちのためにやっていることに対して、PTAが負担するというのは正直大変な部分もあるんじゃないか。それは私がかかわったPTAのことに限るかもしれませんけれども、そういう意味では、余り今現在100%免除の団体に、この例3のほうの中に入っている中では、余り高い率で負担にもっていくのでなければいいと思いますけれどもということで。はい、必要なことはある程度という感じですか。

○委員長 そうしましたら、例えばこういうふうにやっていいかどうかなんですけれども、段階 を 4 段階ないし 5 段階ぐらいに分けることになります。結果としてちょっとどういうふうになる かわからない。まず 100 %免除団体は障がい者団体と官公署に限定をしてもらう。次に 90 %、 80 %ぐらいのほうがいいか御議論してもらうしかありません、仮に 80 %免除していこうという団体を、この例の 4 に書いてある団体にしていくという。 50 %の団体については同じく、あとは例の 4 ですね、ということで、その 80 %の免除団体をこの 100 %免除団体のところにすりかえるという、これは段階的にそういうように移行すべきであろうというようなことでまとめるということでいかがですか。当分というか、少なくともここ 1 年、 2 年、 3 年ぐらいかけてその方向にもっていくと。

- ○委員 済みません、私だけ反対ですけれども、その3年……
- ○委員長 多分、ちょっと趣旨が違ってくるんでね。
- ○委員 ええ、それぞれ建物はそれなりに意味があって建てられていて、小平市もそれぞれ区分けをして建てているわけですから、その設置目的に合った団体がきちっと利用していくということはとても大切なことだと思うんです。だから私は今障がい者団体、官公署はもちろん100%で結構ですし、例えば福祉会館とか老人クラブ、社会福祉活動を行う団体というのが100%でしかるべきだと思うんです。地域センターだって自治会のためにあるんだというぐらいのお話を課長はされていましたから、そういう自治会が100%免除でもいいし、それに付随してPTAとか子ども会とかもあれかなと思うので、私はその80%免除団体というところにこういう団体が入るということについてはちょっと違和感があります。
- ○委員長 将来的には、100%免除団体とすれば障がい者団体、官公署に限るべきであって、 当分の間は例の4の形でやっていただこうということだとすればどうですか。
- ○委員 どうして障がい者団体と官公署だけがなぜか飛び出してというのが。
- ○委員長 将来的にという表現だとそれはどうですかね。
- ○委員 それだと本当に設置しているその施設の目的と全然関係ないというところになることについては。
- ○委員長 基本的に考え方はそういう公の施設は全部有料ですよということが前提でしたね。で すから、設置目的にしたがって利用するのは当然のことですね。設置目的に合わない団体は利用

できないわけで、基本的には。そういう意味でもそこに無料にしなければいけない理由は何もないわけですよ、原則有料だからね、それは。いろんな理由があって、今までの経緯、歴史的な経緯もあって無料にしてきたわけですね。それを今度一気に有料にするということは、激変として難しいだろうということなので、段階的に有料にしていこう。ただ、当面はこの形で行きましょう。ただ、将来的には無料にすべき団体というのは、こういう団体に限るべきではないかというような提言の仕方です。

- ○委員 それが障がい者団体と官公署は将来にわたっても100%免除だということ。
- ○委員長 将来的には100%免除すべきであろうという、現実的にそう書いた場合に、実際そうなるかどうかという担保は何もないんですけれども。ただ、ここでまとめていくとすれば、一定の共通項でもっていくしかないんで。
- ○委員 私だけ共通項がないんですね、済みません、本当に。
- ○委員長 だから共通項のない部分を、今のような当面はこの形でいくということでお話をさせていただいている。ただ年月を切ったりすると完全に共通項なくなってしまうので。

苦しい選択になってくるんですが、要するに全部委員の意見を、ここで配慮してまとめていこうとなると、それはまた一つのやり方かもしれないが、やっぱりうまくないだろうと思いますので。

- ○委員 済みません、いろいろ御配慮いただいてまして。
- ○委員長 例の4の例でいけば、ある程度委員の意見というのは反映されるんではないかなというふうに感じるんですよ。将来的には、見通しとすれば、本当は原理原則として有料化していくんだという考え方を示しておけば、ほかの委員たちも一定程度納得していただけるのかなと思うんです。
- ○委員 よろしいでしょうか。思い悩んでいらっしゃるので、違う話をちょっと1点だけ。例の3と例の4は違うと思うんです。例の4にすると、申し上げましたように、今ある使用料の免除基準と変わらなくなってしまう、公民館については。だとすると今と同じ状況になる、なりますよね。
- ○委員長 ただ、趣味・娯楽の部分というのがありますよね。ここが大きく違ってくると思います。
- ○委員でも、ここの部分があるから、これは随分大きいと思います
- ○委員 いやいや、僕だけわかってないのかな。ちょっとわかんないんですけれども、社会教育 関係団体は、例4の場合は100%免除ですよね。
- ○委員長 社会教育事業を目的とする、若干意味が違う。
- ○委員 そうなんですか。
- ○委員 社会教育団体という言葉ではないと思いますよ、この社会教育事業を行うこと。
- ○委員 社会教育事業を行うってどういうことですか。
- ○委員長 地域に還元するということです。
- ○委員 ああ、そういうことか、地域に利益を還元する、地域社会に利益を還元している団体。

- ○委員 でも、ちょっと違うと思うんですよね。何が違うかというと、社会教育という概念は、 地域社会に利益を還元するというのが入っていましたっけ、入っていたかな。社会教育法で入っ ていましたっけ。
- ○委員 さっき言われた中で入っていると。
- ○委員 入っていますか、社会教育法の中にそのように書かれてある。そうであれば、地域社会 に還元するんだということが書かれていらっしゃると。
- ○事務局 表現はちょっと違いましたけれども、類似の言葉があります。
- ○委員 そうですか。申しわけありません、資料をお借りします。ありがとうございます、助かります。済みません、ちょっと皆さんで先に進めてください。確認してみます。申しわけありません。
- ○委員 さっき教えていただいて、例の4のところに趣味・娯楽を目的とする団体って、ダンスとか囲碁・将棋とかカラオケとか生け花とか、そういうのがそうじゃないですかって教えていただきましたよね。ただ、例えば同じ囲碁・将棋でも、その団体が、例えば放課後子ども教室というそういう事業をするために学校に入って一緒に事業をしているとか、そういう状況があった場合には、それは趣味・娯楽を目的とする団体というよりは、社会教育事業を行うことが目的として活動している団体というふうに考えていいというそういうことでいいわけですよね。

同じ囲碁・将棋のサークルがあったとしますよね。その囲碁・将棋のクラブでも、一つの団体は自分たちが強くなるために一生懸命やっているけれども、そのサークルは、放課後子ども教室で隣の小学校に行って、一緒に囲碁・将棋のクラブの先生をしたりとか、老人クラブを慰問したりとか、そういうふうにやっているということが見えれば、これは本当に事業を教育委員会と一緒に事業を行っているサークルであると、そういうふうな位置づけになる。同じ囲碁・将棋のクラブでも、やっていることによっては免除に、この例4ですよね、例4がいいところ、この例4に書かれている意味としては、そういうことは100%免除、だって一緒に教育委員会の事業を、学校支援ボランティアをやってくれているわけですよね、というふうに理解ができる。でも、ただ僕たち仲間内で囲碁・将棋をやっているだけというと、この50%免除でその50がいいかどうかというのは別として50%免除団体に入っているというふうな理解でいいんですか。

- ○委員 そうですよね。
- ○委員 生け花も、生け花子ども教室というのが文科省の事業がありますけれども、それを一緒にやっているサークルであれば、それは一部生涯学習推進課の事業の一部をお手伝いをしているというふうに認められるからそれはいいですねとか、そういうことになるわけですよね。
- ○委員 その実態をつかめるというのは、それをどう判断なさるか、実態を本当につかめるんで すかね、つかめればいいんでしょうけれども。
- ○委員 それはつかもうと思えば。
- ○委員長 公共性が高い団体と区分ができなければ50%になってしまいますね。
- ○委員 そうそう、その辺がちょっとあいまいなところがありますよ。なかなか判断が難しいと ころあります。

- ○委員長 逆に地域センターの場合は区分がきちっとされてましたよね。
- ○委員 それわからない。
- ○委員長 わからない場合については。

きちんとというか、公民館も福祉会館も基本的には把握は当然しているわけですよね。書面で 申請をいただいて、それでいずれも団体登録制というか、団体を把握した上での許可ですから、 これしていないということはちょっと言えないと思うんです。

ただ、書類審査のことも過去にもいろいろ御議論いただいています。書類審査はやはりどうしても形式審査ということになりがちですから、整っていれば、もしくは整うように指導しているという面もありますので、今の社会教育活動をしている団体と趣味の団体というのは、なかなか判断は難しいというのが実態だと思います。

○委員 例を挙げますと、文化協会に28の団体がございまして、先ほど出た茶華道友の会、お茶、お花の会もございますし、囲碁もございますし、フラダンスもありますけれども、そこの団体が文化祭で使うこともあると思いますけれども、文化祭は市が共催ですから免除で当然いいんですけれども、そういう団体から派生している活動は非常に多いわけですよね。そこをどう見るかですけれども、内容は御自分たちの趣味に近いものだろうと思います。先ほど言った土曜教育の教育委員会がやっているそういう活動の協力している団体もありますけれども、その団体が団体で免除にするかどうかというのをほぼどこも見ていますから、その団体がきょう何をしているかというところまでは日々把握はしにくいというところあります。ですから、きょうそこでその会が新年会を開いているという例もありますし、そこで御自分たちの本当に会員の活動をしている。フラダンスをするとか、そういう活動をしているというところと、社会教育的な活動というのは難しいんじゃないかなと思います。

○委員長 その際区分ができないから100%免除にしちゃうのか、区分ができないから50% 免除にするのかという考え方の違いは出てきますよね。だから、今この原案では区分ができない 場合については50%にしますよということですね。

- ○委員 そうですね。
- ○委員 そこに私が、区分ができなくてもそこをちょっと何とか救ってくださいという話をした ので…
- ○委員長 できなければ100%。100%免除にしてほしいと。
- ○委員 例えば記録の紙ありますよね、登録の用紙の紙のところに、活動団体の目的というところとか、そういうところにこういう今までこんな活動をしたとかというのを書いて出したりしてもいいわけですよね。もし、そういう活動をきちっとやっているという、本当にその行政と協働でやっているというサークルもたくさんあるわけなので、そういうところはそういう書き方をしても、こっちに言うことはないか、そういう書き方をしてもいいわけですよね。

○委員長 本来であれば、その設立目的というんですか、その団体の。それと利用目的、それは違うものもあり得るわけです。だからダブルチェックが本来必要なのかもしれないんです。ただ、そういう区分をしていくと、現場の中ではそれを職員が行なうのでたくさん人手が必要になる。

あるいは人件費に問題があるとかということで、その区分けができない状態が起こり得る可能性があったということなので、その場の利用目的ではなくて、その団体の目的そのものに着目をして団体でカットしていきましょう、団体で判断していきましょうということになりましたね。したがってここでは、団体がどういう活動をしようが、団体で切っていっちゃうということですよね。

例えば、障がい者団体が囲碁・将棋をやっていたらどうですかという話が前あったけれども、 その場合は趣味・娯楽の部に入っちゃうんじゃないのということになって、それはもう区分できなくなってしまうわけで、そうではなくて障がい者団体であれば障がい者団体は100%免除ですよ。囲碁が目的とするさっきのカラオケでしたっけという名称で団体ができていれば、それはもう完全に50%免除団体ですよと、こういうふうに分けてしまいましょうということです。したがって団体によってすべて区分していくということは、一応共通項として認識していないといけないと思うんですけれども。

- ○委員 その団体というのは連盟ではなくて、団体ですよね、一つのそのサークルということですね。
- ○委員長 団体、一つ一つの団体、団体そのものの目的ですよね。
- ○委員 それはその団体ごとで私もそれはいいと思うんです。そうなりましたものね、そういう ふうになったんですね。
- ○委員長 そうなると今ちょっと御意見が分かれますが、趣味・娯楽の部分についてと分け目がないときに、50%だというのと50%ではないというものの意見とのそこの部分ですよ。今この100とか50とかしかありませんから、その場合に区分ができなければ100%免除してくださいというのは委員の意見ですよね。だからそこのところを趣味・娯楽を目的とした団体であればというところに着目をして区分ができなければ50%にせざるを得ませんね。あるいは区分できなければじゃ80%ですかということになると、またそこは逆に複雑になってきますよね。また間に4段階のような形で80%とかというのをもってくればそこは救えるかもしれません。そうなると将来100%免除はさっきの2点しかなくなってくるという障がい者団体と官公署と。当面100%でこれ免除していきますけれども、将来的には80%の免除ですよ。趣味・娯楽は50%ですよということですね。だからここの100%の今免除団体というのは、少しこう80%ぐらいにずれるという感覚ですね。
- ○委員 よろしいでしょうか。先ほどの問題なんですが、やはり社会教育事業という中に、こういう地域社会への利益の還元ということは読み取れないと思うんですけれども。
- ○委員長 社会教育法の中ですか。
- ○委員 ええ。家庭教育、何か文化、個々の市民というか、国民というか、学校教育でなくて、第2条で社会教育の定義としては、社会教育とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーション活動を含む)をいうとあって、このことによって地域の社会への貢献だとか、利益とかそういうことには直接は結びつかないんだと思うです。何か、ああ、そうか、例えば国

及び地方公共団体の任務としていろいろあって、いろんな形ですべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないとある。このように努めることによって、公民館の目的のところで、公民館は、市町村その他一定の区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。ここに書いてある社会福祉の増進ということが、言えばそういうことなのかなということにはなりますけれども、社会教育事業を行うことを目的として活動している団体と呼ぶときに、それはこの社会教育法10条で言う先ほど御紹介した社会教育関係団体のことであると読むほうが自然で、そのような団体のうち、特に地域社会に利益を還元している団体であればそれはそれで問題はないと思いますけれども。

- ○事務局 今の件ですけれども、趣味・娯楽を目的とする団体の定義といたしまして、文化活動を通じて地域活動に貢献しているという公共性が見られるというご意見でしたので、50%ということにしているということなのですが、その社会教育団体についてはそれよりもさらに地域に貢献しているという、趣味・娯楽の団体以上の貢献をしているということから、100%にしていいのではないかということご意見がありましたので、ここに載っているということです。
- ○委員 だとすると、それは例3のことではないのかなということなんです。つまり社会教育関係団体であるだけでは100%あるいはそれに近い免除団体にはならないと。
- ○委員長 それが例3です。
- ○委員 今おっしゃったのは例4の説明としておっしゃっていますよね。
- ○事務局 はい。100%、50%の区分しか便宜的にないものですから、100%に載せました。
- ○委員長 これは端的に委員の意見を入れてここに入れたんですよね。趣味・娯楽だけは除きましょうということなのでこの50%に来ているという、単純に言えばそういうことなんですね。 だから最初はその社会教育事業をやったとしてもそれは50%免除なんだよと、100%免除できないんだよということでやってたわけですね。
- ○委員 わかりました。

じゃ、ちょっともとに戻ります。つまり私は例4であるとすると、今の公民館の使用料免除基準と変わらないことになるので、やっぱり例3であるべきだと思います。失礼いたしました。申しわけありません。

- ○委員長 ただ、趣味・娯楽の部分についても今100%免除されていますよね。
- ○委員 そうかそうか、ああそうだった、失礼、申しわけありません。
- ○委員 だからそこでちょっと一部救ってくださいと言っただけなんですけれども、ここ多いですよ。
- ○委員長 従前は趣味・娯楽の団体も含めて100%免除だったわけです。ところが、趣味・娯楽の団体は除きましょうという意見が多数を占めました。そこで趣味・娯楽の分を除いたんです。 除いたときに、社会教育の関係の中身もあるじゃないかという議論になったわけです。そこで、

例3で言っているところの社会教育であったとしてもそれは全部除きましょうよ、勢いだからここ社会教育全部除いちゃったわけです、社会教育団体、そういうことにしちゃったわけです。ところがやっぱりその辺については復活させるべきじゃないかという御意見があって、その部分について社会教育だけはこっちの100%免除にしましょう。でも、趣味・娯楽は50%ですよということで残したんです。だからそこは折衷説というか、間をとってこういう形にしたという形になる。だからそういう意味で言えば、この例4で行けば委員は多分賛同していだけるのかなというふうに思ったんですけれども。

- ○委員 済みません、まだ足りなくて。でも多分これは恐らくここに書いてあるこの9ページ、 大体どれぐらいかと試算していますよね。試算に近いのは多分例4だと思います。かなり近いと 思います、これ。私、具体的に数がちょっとわからなくて。
- ○委員 例4ではない。
- ○委員長 ちょっと数字の関係です、事務局のほうからお願いします。
- ○事務局 例4はどちらかというと前回の報告書の例1の数字に近いです。先ほどご説明しましたけれども、公民館の趣味・娯楽の団体の数字がないものですから、結局社会教育団体イコールすべて趣味・娯楽という最大値をとっています。これにつきましては今後またさらに数字等をまた精査していきたいと思うのですけれども、現時点ではこれで出しているというところでございます。
- ○委員 例1ですか。
- ○事務局 はい。
- ○委員長 前回そのお金の関係は余り問題視しなくていいよというお話もあったので。
- ○委員わかりました。そうですね、はい。であればなおね。
- ○委員 余り原資としては当てにしていないと。かなり問題発言がありました。
- ○委員 そうしますと、例4のこのパターンで、例えばこの使用料の状況を考えたときに、この例1のように、減免率が現在の状況と見直し後の状況というのがこんなによくはならないということですよね。
- ○委員長 多分そうだと思います。
- ○委員 そうすると、例4の場合だと、現在の状況って左側に書いてある部分に比較的近い数字になって、余り見直した意味がないということに。
- ○委員長 公民館の部分だけですよ。
- ○委員長 ほかはほとんど同じですから、内容は同じですから、公民館の部分だけは数字が違ってくる可能性が多分あると思います。
- ○委員 高いと思うんですよ。やっぱり公民館のところは一番数字が大きく変わると思います。 この三つの区分けの中でみたら、この一番集会施設、福祉会館、公民館、これは。
- ○委員長 これよりもだから逆にプラス部分という、どういう言い方するのかな、減免率が高くなりますので、1のこの1の例というよりも、だから金額的にはこんなに収入はないということです。別に歳入はダウンしているはずですね、例4でいけば。

こういう話というのは、いつでもそうなんだけれども、完全にすべてが一致するということは ほとんどあり得ないといいますか、そういうことなので、一定程度の共通項でまとめていくしか ないのです。あるいは妥協していただくしかないものなので、どうですかね、その辺で。

2、3、4という部分、例の中でこうもってくると今言ったようにそれぞれ分かれてしまいますので、4段階ぐらいに分けていくのか、将来的にその4段階を最終完成予想図とするのか。あくまでもその社会教育の関係については、将来的にも、いや当分の間か、当分の間においても入れるべき、100%免除すべきではないというふうにするのか。ちょっとその辺が違うところですね。社会教育事業だったとしてもすべて50%だよというふうにするのかというところが今境目だと思うんですけれども。社会教育団体であったとしても、それはもう50%でいいんだという、100%免除にすべきでないということですね。要するに例4のこの部分は要らないよと、例3のほうに入れるんだということですよね。

○委員 いや、書き方の問題なのかもしれないですけれども、つまり例3は社会教育というか、 こちらの表現をちょっと使わせて、法の表現を使わせていただくと、50%のところに社会教育 関係団体が入るということですよね。

- ○委員長 そうすると例3の形ですよね。
- ○委員 ええ、そうなのですね。
- ○委員長 そうですね。だからそうなのか、いや、100%のほうに入れるかというその辺の違いですね。

3人の委員も、3の例でいっていいですよと、こういうお話でしたよね。そこはそういうふうにきちっと分ける。あるいは折衷的なところをとるかなんですけれども。趣味・娯楽はもう完全に50%でやむを得ないというふうに例えば委員がおっしゃったとすれば、社会教育活動については、100%のところに入れてもいいよと言ってくれるかもしれないという、何か取引しちゃっているみたいですけれども、できればある程度一致点を見たいなと思うんですが。

○委員 済みません。反対するわけじゃないんですが、そこを100%のほうに入れてしまうと今の現状と余り変わらなく、また拡大解釈でみんな100%、100%って、書類さえそろっていれば、大変失礼ですが通過してしまうというようなところがありますので、その実態調査がちゃんとできればまた話は別だと思うんですが、それはちょっと無理だと思いますので、もう明確になさったほうがよろしいんじゃないかなというような気がするんだけれども。50なら50で。それはよく気持ちはわかりますけれども。

- ○委員 いや、気持ちが多分違うんだと思うんですけれども。
- ○委員 そうですかね。
- ○委員 よろしいですか。先ほど100%かその手前のパーセンテージがあるのかということを申し上げたときに、公共というのが、委員もおっしゃっていましたけれども、公共は役所が独占するものではないというのは本当にそのとおりだなと思っていまして、つまり市民による公共の担い手としての市民があるんだと、やっぱりそういうところを進めていきたいというのはみんなが思っていることだと思いますけれども、そういう意味でいくと社会教育関係団体は50%であ

るというよりは、社会教育関係団体の中で、そうした地域福祉、地域に利益を還元するものであれば100%に近い免除をするとしたほうが、そうした活動を促進することになると思いますので、そういう意味で、だから例4だと社会教育関係、同じことですね。

○委員長 いや、違います、表現の仕方が違うから。要するに委員がおっしゃりたいのは、社会 教育事業を行うことを目的としている団体であって、なおかつ地域に利益を還元している団体に ついては100%免除ですよと。

- ○委員 100%に近い。
- ○委員長 近いパーセントで、免除ですよと。そうでない団体については50%ですよと。です から規定の仕方を裏返しにするというか、そういう感じでやれば。
- ○委員 そうですね、同じことになってしまうのかもしれない。ただ、ですからそこは実績を申請するような形で、しかも昔やったことを言われても困ってしまいます。
- ○委員 近年のね。
- ○委員 ええ、という形でするのはどうかなと思いますけれども。
- ○委員長 推薦的な形で規定していく形ですよね。
- ○委員 積極的に規定していくのは私も賛成、これをすることによって市民活動がより活発になり、また地域に一生懸命やっている団体については、きちっと本当に行政の一部を担っていってくれるような市民を育てる、団体を育てるということですね。
- ○委員 はい。規定していくというのはその団体の活性化にもなるし、行政側としてもいいし、 市民にとってもいいしということで、私はそれをそういった、このじゃ趣味・娯楽のみを目的と する団体であれば自分たちの趣味だけ、でもそういう団体があるからきょうも元気に踊りに行こ うかというお年寄りの方もたくさんいらっしゃるじゃないですか。そこは、私はちょっとそうい うところがひっかかるんですけれども、でも趣味・娯楽のみを目的とする団体で、自分たちのこ とだけやっているという団体については、ちょっと仕方ないかなというふうにも考えつつ、その のみというのがもし入れば、趣味・娯楽のみを目的とする団体、趣味・娯楽のみを目的とする団 体は多少は支払うことがあっても仕方ないかなということで。
- ○委員長 それは余りのみにでもこだわる必要はないのかなという気がします。
- ○委員 ああ、そうですか。
- ○委員長 というのは、例えば生きがいだったりするわけですよね。趣味・娯楽の団体であって も、それじゃ生きがい持っちゃいけないのかみたいな、逆にそういう反作用ってありませんか。 だから、もうあくまでも趣味・娯楽を目的とするということであるとすれば、おっしゃっている ようにのみの部分もあるだろうし、そうでない部分もあるかもしれないけれども、別にそこは余 りそごは生じないと思いますけれども。
- ○委員 そうですか。やっぱり若い世代からとっても、元気なお年寄りがたくさんいるというのは、本当に生活、自分たちの生活も将来この地域に住んでいたいなという思いを、自分もそれから子どもたちにも感じてもらいたいなというところがあるから、そうやって元気にやっている方たちというのは大事な存在ですけれども、余りここでそういう人たちを、踊ってばかりいるから

だめよというふうにしたくないなという気持ち、それは若い世代からみたら本当に安心材料になりますからね。

○委員長 だから、そういうことがあるからこそ50%にしましょうねということなんですね、ここで言っていることはね。100%ではなくゼロでもなく、50%免除しましょうねということなので、その辺を理解していただくと皆さん方とも近づいてくる。いろんなお考えそれぞれ皆さん方おありでしょうし、それぞれよって立つところといいますか、お立場もあるでしょうし、今までの実際の御経験とか、今までやってきたこととのかかわりも当然おありなのかもしれないけれども、ある程度ここでは、会としての結論を出さなくちゃいけないという立場にはそれぞれ皆さん方おありなので、時間も時間ですから。

○委員 だから、それでも払える人と、現状ね、払える人と払えない人というのがすごく二極化されているような気がするんです、私がヒアリングした中では。いや、ちょっとぐらいだったら払って、たら払って、この先ほどの世論調査にもあったように、ちょっとぐらいだったら払っていいのよ、そのちょっとというのは皆さん認識はばらばらでしたけれども、ちょっとぐらいだったら払っていいのよという方も、お年召した方でもいらっしゃるし、反面、もう絶対無理という方と、この生活じゃ無理かもというような感じの両方いるんですよ。その場合に、本当に利用できなくて困っちゃうような人がたくさん出るようなものにしてはいけないなという気持ちがあるんです。だからその辺については皆さんどういうふうに思っていらっしゃるのか、ちょっとそれを教えて、私は具体的にだれさん、だれさんという顔が浮かぶので、じゃ、50%免除だから次からは200円ずつ持ってきなさい、100円ずつ持ってきなさいといったときに、本当に100円が払えない人はどうなのということもあるかもしれないけれども、そういう方もいらっしゃるので、そういう方たちはどこで救いますか、教えてもらえれば、それを救う手立てがあれば。

○委員長 まず一つの方法として激変緩和がありましたよね。1年なり3年かけてこういう形にもっていきましょうというやり方も一つの方法ですよね。だから、その間に検討する機会もあろうかと思いますよ。どうしても100円出せないという人が、その人がどうしても利用したい、利用させたいということがあるとすれば。また別途方策を考える必要があるかもしれないし。

- ○委員 今は考えないで、すぐに決めないで激変緩和でそういう方たちは、今は大丈夫だけれど ももうちょっとしたら考えてねということですか。
- ○委員長 そう、それまで十分考えましょうということもあり得ますよね。
- ○委員 ああ、そうか。十分考えて。
- ○委員 あるいは何か、それは今おっしゃっているのは、50%のことじゃなくて、100%弱のことのことをおっしゃっているんですかね。
- ○委員 そうですね。今、現状ないものが出るということは新たに支出がふえるわけですよね。 ほかのもろもろの支出もどんどんふえていくわけじゃないですか。これだけだったらいいけれど も、ほかのものも一緒にあわせていろいろふえていくわけですよね。先日も議会で国民健康保健 の料金を上げようという話があったときに、これはその委員会で流れたんですよ。こんなときに そんなの上げてと、それはいろんな意見があってそれだけ部分的に見ると結果としてはそうだけ

れども、ほかにもいろんな要因があって委員会での審査は流れたわけなんですけれども、ほかにもいろいろ払うものがどんどん多くなる中で、ここでさらに100円、200円かもしれないけれどもふえてしまうものについて、じゃ、利用できなければあなたは利用しないでねというふうになってしまいますよね、結果として、例えば3年後とかになっても。そういう場合は……

○委員長 だから、その際に補助金との関係も考えなくちゃいけないわけですよね。団体については補助金が出ているとか、そういうのを考えたときに、トータルでやっぱり物事を見ていかなくちゃいけないので、その間トータルで見ていく考え方として激変緩和措置をとってあれば期間がありますよね。その間に十分議論することができるでしょうということです。今すぐ決めてしまうとなれば余りそういう議論ができないわけですから、場合によってはそれで補助金との関係があるとすれば実際には持ち出しがなくなるかもしれないし、あるいは逆に今度補助金カットしましょうということになるかもしれないし、それは全くわからないんだけれども、そういう意味では総合的にものを考えていく必要があるんではないかということです。ただ、我々はここの場で、ここの部分についての結論を出さなくちゃいけないということなので。

○委員 よろしいですか。今、確かにおっしゃったお気持ちというんですか、私も六つ、七つ関 係しているものですから、それぞれ頭に描くとそのうちの二つぐらいがひっかかる、同じ悩みは 抱えているんですが、そのある一つの団体では、ちょっとハンディキャップの人が何人かいまし て、そういった人の場合は会のサークルの中で世話をして、手を差し伸べると言ったら失礼です けれども、会費だとかそれからタクシー代だとか、そういったものもさりげなく割り振ったりし てやっていますので、ですからすべて、最初がただだったので、これが当たり前だと思っている ところから今度のこれがスタートしていますので、かなり激変だとか、もうあるいは利用してい る人たちの受けるショックが大きいと思うんですけれども、しかし、これは何としてもページを めくらなければいけない時期に来ていますので、ですから、そういう面では、10名のサークル の中ですべての人間が、10名が10名とも200円払いませんよと、サークルで700円か、 半額とすると、1,500円が大体相場ですから、半分とすると700円か800円ですね。そ の800円が1回の使用で払えないというのが10名のサークルで10人ともそうかというと私 はそうじゃないと。私もたまたま所属しているところは、10名のうち何人かがちょっと問題だ なと。その中の大部分の方はやむを得ないんじゃないかというような実情ですので、ですから、 すべて公民館に対してけしからんというんじゃなくて、所属している団体の中である程度消化を する問題も、本当に人と人の輪ができていると、そこで僕は工夫する余地はあるんじゃないかと いうような感覚を私自身は持っていますけれども。

○委員 済みません、もう一点だけ。私が申し上げたかったのは、例えば先ほど私が言ったような案が通った場合、その社会教育関係団体、何でも、それで公共的な貢献をしていれば100%近い形での免除にしますよということであれば、その団体、そちらの活動がそうした活動に取り組めばそういう団体にまた変わっていくわけですので、そういう形でされていれば、だからゼロではないんですけれども、それに近い形になっていくのではないかなと思っています。それが社会福祉の増進ということにつながるのかなと思いますので。

- ○委員長 では、その100%免除なのか、それに近い免除なのかということの議論ってまだ具体的に数字出してないんですけれども、その辺はいかがですか。
- ○委員 よろしいでしょうか。ちょっと今もう手元にないのでわからないんですけれども、この 議論の中で免除の考え方として、いわゆる実費ですね。
- ○委員はい、これですね。
- ○委員 ええ、その実費、いや、それではなくて、例えば狛江市の考え方としては、実際にかかる、使用して何かいろいろ光熱費とかそうしたものを根拠として数字を出していたと思うんです。ただ、私たちの議論の中ではそうしたものではなくて、もう少し施設が例えばどれぐらいの全体として経費がかかっていくのかという、今まさに使った料金のことじゃなくて、施設の、お持ちのようなその資料をベースとして積算して使用料があるというような考え方、それはそれでふさわしいものですねということになっていましたので、もし、今、説明をしていく中で、あるいは御納得をいただく上で、現に使っていることで光熱費等の実費がかかりますよね、だから御負担してくださいということはいいと思うんですけれども、それが何かそのまま積算の根拠になってしまうとちょっと性質が変わってきてしまうので、そこは注意が必要かなというふうに思います。ちょっと答えがないんですけれども。
- ○委員長 基本的な考え方って、前提条件として、積算の基礎を与えられてそれに従ってやっていますが、こちらでも書いてありますよね。だから、費用を算出するに当たっては小平市で持っている手法ですかね、それに基づいてやっているんだということが前提条件になっていますので、すり変わることはないと思うんです。
- ○事務局 小平市におきましては、光熱水費、原価償却、施設、物品の原価償却に、さらに人件 費を足すという積算の根拠を持っておりまして、それは一般的な原価を計算するための根拠とな ります。
- ○委員 今、料金の設定のほうはこれ平成16年に設定なさったこの料金で今やっていらっしゃ るんでしたね。
- ○事務局 そうです。
- ○委員 そうですよね。これ最新のやつですよね。
- ○事務局 はい。
- ○委員 これがもとになっているんじゃないですか。
- ○事務局 18年度に一度内部で検討しまして、使用料が原価とほとんど変わらないという結果が出ました。今回また検討したところですけれども、それにつきましてもほぼ1.5倍以上のかい離はないという結果が出ています。
- ○委員 これは暫時あれですね、見直しをなさっていらっしゃるんですね、二、三年ごとに。
- ○事務局 はい、暫時です。
- ○委員 そうですよね。
- ○委員長 そろそろ時間も近づいてきています。どうしてもきょう結論を出せないということであるとすれば、次回やらざるを得ないんですが、その辺はいかがですか。今ここの部分が決まれ

ばあとはもうすぐ決まってしまう話になるんですが、大分近づいてはきたんですけれども。少し 期間を置きますか。事務局のほうの日程もありますよね。

- ○事務局 予備的に今月の30日を確保はしてございますけれども。
- ○委員長 その日程ではなくて予定といいますか、答申の関係とか。
- ○事務局 それはもちろんございますけれども、こちらの意向を固めることがまず第一でございます。
- ○委員長 そういう事務局のお話ですけれども、その辺を踏まえて、今回一応お持ち帰りになりますか、どうしますか。
- ○委員 私決めてほしいと思います。
- ○委員長 決めてほしいんですよね。
- ○委員 はい。
- ○委員長 どうですか、その辺は。先ほどの委員の修正案といいますか、積極的な規定の仕方を することによって、そこの辺を明確に区分していく部分、ただ今までよりは積極的に活動すれば それにプラス財産がついていくという内容ですよね。
- ○委員 ですからこの例4のところで、100%免除団体というところの中で、障がい者団体と 官公署だけが100%、これは全員がそれで理解している。
- ○委員長 将来的にね。
- ○委員 ということは、ここの部分、将来的にはこの二つだけにして、あとの部分は100%に近い免除団体としていくということですか。
- ○委員長 それも将来的にはねという、それと今そこで免除団体を80とか90とかにしちゃうかどうかというのもあるんですけれども。
- ○委員 今ここでは80、90という数字は検討しないでということですか。
- ○委員長 はい。
- ○委員 100%または100%に近い免除団体ということで。
- ○委員長 だから、あくまでも3と4をミックスしてその修正した形で100%免除団体に導入していくんですね、今までの案をくっつけるとすると。将来的には障がい者団体と官公署を。
- ○委員 将来的にも100%であるということであとは……
- ○委員長 そこに限定していくべきであろうというような考え方。
- ○委員 あとはどうするかまた検討してくださいということですか。
- ○委員長 そうですね。段階的にやっていくということになるとすれば、今はこの形でいくけれ ども、数値が変わってくるということですよね。
- ○委員 将来何年とかいうことは決めないでということですか。
- ○委員長 さっきのお話、3年ぐらいでというお話だったんで、3年ぐらいの間にはその結論を 出しましょう。出してくださいということです。

書き方とすれば、障がい者団体、官公署については100%免除してもいいということについてはいいんだけれども、それ以外の団体については、今直ちに100%免除していいかどうかと

いうことについて非常に疑問を感じている人がたくさんいるわけです、委員の中に。であるとするならば、3年間ぐらいかけて、そこについては議論、結論を出してもらうにしても、あとこの間というか、それまでの間はこれで行きましょうと。この形で行きましょうと。

- ○委員 当分の間はこのままで、でも3年がいいのか、でも事業の見直しが大体3年なんですかね。
- ○委員長 3年後ですからね。
- ○委員 3年の間にまた検討をするということですか。3年の間で検討をしてくださいと、したらどうかということで。
- ○委員長 そう、検討して、そろそろ一定の結論見ていきたいねということですよね。
- ○委員 あとちょっとよろしいでしょうか。確認なんですけれども、もしきょうこれで終わりにした場合、あるいはもう少し延長したとして、12ページの8番のところで委員の個別意見とありますので、これについては恐れながらこちらのほうで各自赤字を入れていって反映していただくということはよろしいということですよね。
- ○委員長 そうですね。そうそう、そうしないといけないですよね。

そういうことでどうでしょうかね。一たんきょう最終回として、そのような形でまとめて、ま とめたものを当然皆さん方にお配りをして、あと個別意見のところについては入れていただくと いうこと、個別意見を。できたものを今度書類審査というような形で会合を持つことなくやるこ とも可能ですかね。

- ○事務局 はい、後で各委員のほうにお送りすることは可能です。
- ○委員 そうですか。メールしてもらえれば結構です。
- ○委員長 どうしてもそれでだめだということであったとすれば、また会合を開かざるを得ない かもしれませんけれども、一たん閉めるという形でやったらどうですかね。
- ○委員わかりました。
- ○委員 はい、結構です。
- ○委員長 よろしいですか。

(「はい、結構です」の声あり)

○委員長 そうしましたらば、今のようなことで、表現の仕方とすれば社会教育活動事業ですか、 を行う団体で、行うことを目的としている団体で、地域社会に利益を還元している団体について は、この段階では100%免除というところに入れておくということでよろしいですか。

(「はい、結構です」の声あり)

○委員長 趣味・娯楽を目的とする団体は50%免除ということで入れておきます。将来的には、 障がい者団体と官公署については100%免除していく団体であろうと。それを3年後といいま すか、3年間、事業の見直しの年度に重なっているので、その期間で十分検討をされたいという ような形ですかね。そのような形でいかがですか。よろしいですか。

(「はい、結構です」の声あり)

○委員 これ3年間を段階的にこう移行していくという、そうですね。

- ○委員長 ええ、まだちょっとそこまで行ってないんですけれども、まずはそういうことでやって。
- ○委員 このただし書きというか、こちらにある公共性の高いというこれは。
- ○委員長 生きです。
- ○委員 生きですね。
- ○委員長 今の形ですけれども、1年目にここまで、2年目にここまで、3年目にここまでということができるかどうかということなんです、厳密に。それは提言の中で段階的に処理をしていってほしいということを入れても、年度を区切ってということは多分。
- ○委員 そういうことというのは難しいものですか。
- ○事務局 それは、現実的に難しいと思います。
- ○委員 そうですか。ということは見直すということになっちゃうわけですか、そうすると3年といいますと。
- ○事務局 そのタイミングの設定とかというものがなかなか難しいと思います。
- ○委員なるほど。そうしますと、ちょっとまた変わってくるわね。
- ○委員長 不確定要素が多いんですよ。
- ○委員 ええ、ええ、変わってきますね。
- ○委員長 そうしないとなかなかこの意見がまとまらないという感じになってくるので。
- ○委員 3年後のゴールはもう見えているんですよ、決めておいて。
- ○委員長 ええ、それは障がい者団体、官公署に免除だということですよね。
- ○委員 3年後のゴールはこの例2になるという感じですか。そういうことということではない。
- ○委員長 例2のような形にしたいという。
- ○委員 したいということで。
- ○委員長 ただ、そのパーセントについては全くこことは関係ないので、少なくとも100%免除団体は障がい者団体と官公署だけですよということだけが共通点なんですよね。ですからあとは、そのときの検討をする方たちにお任せするしかなくなる。
- ○委員 このほかの団体についてはですね。
- ○委員長 それが80になるのか50になるのかというのはわかりませんので、多分その議論を やっているとまとまらなくなる。
- ○委員 そうですね。
- ○委員長 今、最低限まとめられるのはそのぐらいのことしかないのかなと思うんです。
- 今、社会教育活動のところのところをちょっと文章直してそこにはめ込むという形になろうか と思いますけれども、積極的に活動しなきゃだめよということですね。
- ○委員 そうですね。
- ○委員長 そこはしばらくの間は100%免除しますよということですね。
- ○委員 じゃ、その表現を変えるということですよね。
- ○委員長 そうです。先ほどの積極的に地域社会に利益を還元する団体に限るということでそこ

に入れておくわけです。

- ○委員 あとはその地域社会に利益を還元するという表現でいいのかどうかですね。つまり、この今の報告書の9ページで、1、2、3、4、5行目、趣味・娯楽を目的とする団体については、文化活動を通じて地域活動に貢献しているなど、地域活動に貢献している。
- ○委員 ちょっとここわかりにくいですよね。地域活動に貢献している。
- ○委員 つまりこの50%減額する根拠として、社会教育団体の活動というのは、どのときも地域に利益を還元しているから50%減額だということですよね。
- ○委員長 これやっぱり地域活動に貢献しているとは言い切れないというか、言い切るの難しいですよね。端的に文化活動として公共性を有するというふうにしたらどうですか。
- ○委員 そのほうがすっきりしましたね。
- ○委員長 地域活動を取っちゃう。
- ○委員 そのほうが減額、50%にくっついてくる。
- ○委員長 文化活動というのは公共性のある部分だってあるわけだから、文化活動として公共性を有する面が見られるためということで。
- ○委員長 趣味・娯楽です、9ページのところです。
- ○委員長 地域活動に貢献しているなどまで取りますか。
- ○委員 文化活動を通じて公共性を有するって続くのですよね。
- ○委員長 そうですね、ええ、そのほうがすっきりするかな。

そうしましたらそのような形でまとめさせていただいて、皆さま方にお配りをして、各個人の 御意見を提出していただくという、確認をしたいと思います。

- ○委員 申しわけありません。もう一点だけ、その上の3行のところは落ちないで生きますか。
- ○委員長 ここは一定の割合ということがあったのでこの定義があったので、削除するということでよろしいんではないかと思います。多分、副委員長の御意見の部分なので、了解を得ないといけないかもしれません、前提条件なくなってしまいますので。
- ○委員 いや、というかこの、利用実態とか、利用実態はほかにもあるかもしれないですけれど も、市民感覚という言葉が落ちてしまうのは何かちょっと残念な気がしたんで。
- ○委員長 ここは委員のおっしゃった意見が入ってくるわけですね。
- ○委員 そうですね、はい。
- ○委員では、ここに何を入るかということをちょっと確認したほうがいいじゃないですか。
- ○委員長 そこは先ほどの社会教育事業の部分がここに入ってきますので、社会教育事業の地域 社会に利益を還元する団体を指しているんだという、定義はその上に入ることになっているんで すけれども、この部分はそこに生きてくると思います。
- ○委員 これですね。
- ○委員長 はい。ここを生かしたいという、市民感覚等に照らした、多分ここに照らして見直しをすべきだということになるでしょうね。
- ○委員 そういうことになるでしょうね。

- ○委員長 そこの部分でここは生かしたほうがいいかと思いますので、そういう作文をしたいと 思います。今のその上の市民感覚の、9ページの上のところなんですが、最初の一定の割合でと いうのはカットしますけれども、市民感覚だとかという部分を生かしたいという部分もあるので、 その言葉については、その見直しをかけるときの意味合いとしてこれを持ってくると、この文章 を。最終的にはこうすべきだというのを前に持ってきますよね、そのところにこの文章を生かし ていく。少なくとも見直しをしてもらうという、事業仕分けは3年後ですかね。
- ○事務局 先ほどの3年をめどにというのは、文章はどの辺に入るのでしょうか。
- ○委員長 まとめのところの最初のところです。今のところだと思います。結果のまとめの6番ですよね。その最後でも構いません。
- ○事務局 別途(4)に項目立てをするのですね
- ○委員長 そうですね、そのほうがわかりやすいかもしれませんね。 これによって行政のほうがどう対応するかというのはまた別の話で。
- ○事務局 NPO法人はやはりここの中に入れるという表現でいいですか。
- ○委員長 NPOは入れるということで。
- ○委員 NPO法人としてよろしいですかね。
- ○委員長 法人格を持っていないNPOもありますけれども。使用実態からしてどうなんですか。
- ○委員 単にNPOとしたほうが認証の部分を問われない。
- ○委員 実態としてはそっちのほうが近いかも、NPOとしたほうが。
- ○委員 そうなんですけれども、認証をとっていればいいかというのも。
- ○委員長 NPOにしておきましょうかね、一応NPOということで。
- ○委員 そうですね。
- ○委員長 括弧します、括弧しなくていいですか、活動。
- ○委員 それ入れると認証。
- ○委員長 認証があることになる。
- ○委員かかわってきちゃうのでなくても。
- ○委員長なくていいですね、NPOだけでいいですね。
- ○委員 NPOだけでいいんじゃないかと思います。
- ○委員長 NPOだけにします。

ということで、今、次第の3のところ、まとめのところを一応ここで終了させていただきます。 その他なんですけれども。

○事務局 今のご意見をまとめたものを後でお示しします。前段のほうの部分については、後で 訂正等があれば赤字を入れていただき、委員長とご相談して直していきます。

来週ぐらいに各委員にお送りするということでよろしいでしょうか。今月を目途に検討結果を まとめたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員 そうしますと、私たちが戻す期限としてはどれぐらいの期限あるんでしょうか。

- ○事務局 十分時間をとるようにいたします。
- ○委員 じゃ、この報告書が完成するのが年度末だということではないという。
- ○事務局 はい。
- ○委員わかりました。
- ○事務局 その後でございますけれども、でき上がったものを委員長から市長に答申していただくということで、その日程は4月になりましたら私どもで調整いたします。
- ○委員長 事務局のほうから、ただいまのような説明がございました。よろしいでしょうか。 (「結構です」の声あり)
- ○委員長 それでは、委員におかれましては大変長い間、6回ですね、さまざまな御意見をいただきましてありがとうございます。有意義に検討していただきました。これをもちまして、まだ、一応委員会は閉じますけれども、部長のほうから一言御あいさつということなので、よろしくお願いいたします。
- ○部長 どうも委員長を初め、各委員の皆様には、昨年8月から6回にわたって熱心に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。いろいろな御提言をいただいておりますので、これらの一つ一つの課題を整理をして、今後の市行政に役立たせていただきたいと考えております。でき上がりました報告書につきましては、市長のほうに答申をいただいた後に、この報告書を市民に向けて公表するとともに、この報告書をもとにしての素案を策定してまいります。また、この素案について市民からまた意見を聴取して、いただいた意見を反映した上で、最後の市の見直しの内容を決定していくという形になろうかと思います。

皆様にはお忙しい中、本当に長期間にわたり参加をいただきましてありがとうございました。 改めてお礼申し上げます。

- ○委員 ありがとうございました。
- ○委員長 本当に皆様、本当に御苦労様でした、いろいろな御意見、貴重な意見をいただきました。
- ○委員 ありがとうございました。
- ○委員長 いろいろなお考えそれぞれおありになろうかと思いますけれども、またでき上がった ものを御覧になっていただいて、また最後の検討をするというようなお力添えをお願いしたいと いうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第6回の小平市受益者負担の適正化検討委員会を終了いたしま す。どうもありがとうございました。

- ○委員 ありがとうございました。
- ○委員 ありがとうございました。どうもお世話になりました。ありがとうございました。

午後 5時 分閉会